

<論 説>

奈良県の在来犁

—大化改新政府の畿内向けモデル犁の復原—

河野 通明

<目 次>

はじめに

1. 奈良県立民俗博物館と奈良県の在来犁
2. 岩宮レポートの検討
3. 民具における定向進化
4. 畿内向けモデル犁の復原
5. 畿内向けモデル犁との偏差の大小
6. 畿内向けモデル犁の分布範囲

おわりに

はじめに

本稿の目的 本稿は、奈良県立民俗博物館によって収集された奈良県域の60点の在来犁が整理され、『奈良県立民俗博物館研究紀要』22号(2006)に岩宮隆司「奈良県内における長床犁の形態的な特徴」(以下、「岩宮レポート」と略称する)としてまとめられことを受けて、それら60点の在来犁に伝えられた古代の痕跡をもとに、その原型となったと考えられる大化改新政府の畿内向けモデル犁の姿を復原することを目的とする。

河野は先に7世紀の大化改新政府は鍛造犁先・一木犁へら付きの長床犁の様=実物模型を各地の評督(のちの郡司)に配付して普及をはかったことを論証したが³(河野2004a, 河野2004b),それは七道諸国向けのモデル犁であり、畿内の在来犁には一木犁へらの痕跡はなく鑄造犁先・鑄造犁へらが素直な形で装着されているので当初からその形と考えられる。つまり大化改新政府は七道向けには鍛造犁先・一木犁へらのモデル犁, 畿内向けには鑄造犁先・鑄造犁へらのモデル犁という2つのモデル犁を用意して長床犁の普及を図ったと想定されるのである。では畿内向けモデル犁とは具体的にどんな形であり, どのような時代背景のなかで生み出されたのか, 奈良県の在来犁60点のなかからその痕跡を集めて畿内向けモデル犁の姿を復原し, その成立事情をさぐるのが本稿の目的である。

部分名称の整理 考察に先立って, 犁のそれぞれの部分を何と呼ぶか, 部分名称について整理しておきたい。〔図1〕はその関連図版である。「岩宮レポート」は図1aを掲げてレポート中に使用する部分名称をあげているが, その選定の根拠が明確ではない。「サキ」「へら」「ツク」は,

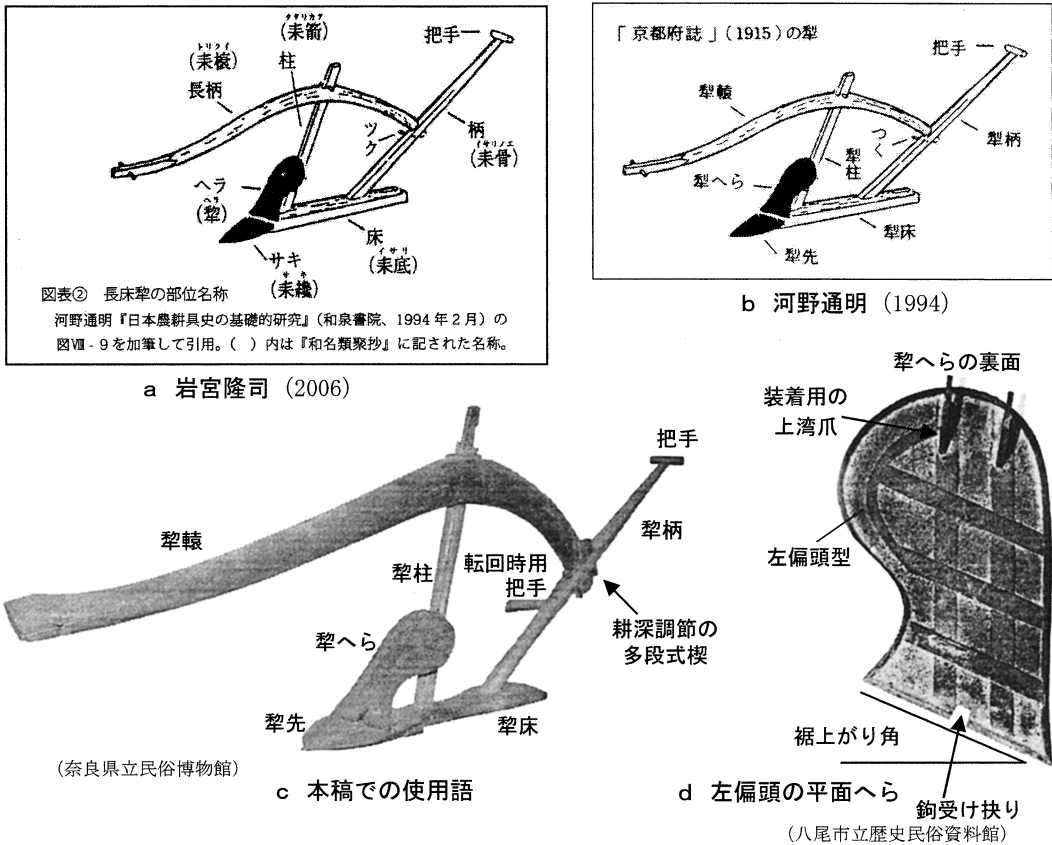


図1 長床犁の部分名称

カタカナ表記からしても民俗呼称を用いたと思われるが、漢字使用の「長柄」「柱」「把手」「柄」「床」との統一性がなく、その根拠が明確ではない。現地調査報告書なら民俗呼称を重視するのは理解できるが、奈良県の在来犁を総括的に整理し研究史に位置づけしようとする紀要論文では一般化が主眼であり、研究史で使われてきた用語＝学術用語を尊重しないと研究史との齟齬が生じるであろう。もっとも学術用語は絶対ではなく、不適切な語は気づいた者が改訂していくことが望ましい。ただしその場合は既往の用語の問題点を指摘し、新しい用語の利点を示した上で使うべきであろう。

これまで河野は図1bに掲げた用語を使ってきたが、近年はカラスキの漢字に関しては「犁」ではなく、ワープロでも先に出る「犁」を用いることにしている。図1cは、本稿で用いる部分名称をまとめて図示したものである。犁へらには「鋸」という漢字があるが日本では一般には使われないので「犁へら」と平仮名混じりで使っている。

なお図1bの「ツク」については、民俗呼称のツクは突起、小把手の総称で、天秤棒の両端の縄掛け突起や櫓の突起もツクと呼んでいる。長床犁のツクについては「何のために使うんですか」という質問を受けることがある。低い位置にあるため用途が一見ただけでは分かりづらい

ためと考えられ、それなら用途を表す学術名を創るのが適切かと思われる。往復耕作をする犁は田の端に行き当たると牛も犁も 180 度向きを変えて折り返さなければならない。牛と犁は引綱で繋がれたままなので、操者は右手でツクを握って犁体を抜き上げて倒立状態にし、手綱さばきと声かけで牛を転回させ、ふたたび犁先を田に突き立てて牛に前進を命じるのである。本稿からはツクに代わってこの使用状況を圧縮表現した「転回時用把手」を用いることにしたい。

1. 奈良県立民俗博物館と奈良県の在来犁

1-1 奈民博の在来犁と岩宮レポート

奈良県は古代日本の象徴ともいべき東大寺大仏や古代史のメッカ飛鳥を擁する歴史のふるさとである。その奈良にあって県立の歴史博物館ではなく民俗専門の奈良県立民俗博物館が創設されたのが 1974 (昭和 49) 年、以来担当学芸員の努力もあって収集された民具の総数は 42000 点といわれる。ともすれば歴史に埋もれがちな奈良県にあって、早い時期に県立で民俗博物館を立ち上げるといふ創立に関わられた方々の英断は高く評価されるべきであり、また県域を網羅するため、だぶりを恐れず同種の民具も数多く収集された担当学芸員諸氏の努力も高く評価されるべきであろう。これらは時代による評価のゆらぎを超えて将来にわたって人々の暮らしの物的証拠となるものと期待される。館では開館 30 周年を機に収集民具のコレクション化が進められ、2007 年 3 月、「奈良県の牛耕用具」544 点が県指定の有形民俗文化財となった。この作業の一環として在来長床犁 60 点が岩宮レポートにまとめられたのである。

県ごとに市町村の博物館・資料館を個別にまわって在来犁のデータを収集するのは多大の労力を要することであり先の遠さに時に茫然自失する状況のなかにおいて、県立博物館の手で県域を広くカバーする形で 60 点の在来犁の収集・整理・公開がなされたことは希有な事例であり、研究者にとっては天与の幸運ともいべき事態である。それならばこの成果を承けてその資料群に分析のメスを当て、そこから歴史情報を引き出して再構成し、その成果を論考にまとめて公表し社会還元することは、この分野を専門とする研究者の使命でもあろうとも考える。

奈良県立民俗博物館には 1981 年から 92 年にかけて十数回訪ねて収蔵庫の犁・首木・鞍の調査をさせてもらっており、手探りで始めた民具研究のトレーニングの場でもあった。今回はそのご恩返しをかねて調査で得た写真や計測データを総動員して、奈良県犁の原型となった畿内向けモデル犁の復原に努めることとしたい。

1-2 曲轅長床犁一色の奈良県犁

奈良県の在来犁は曲轅長床犁 岩宮レポートは奈良県立民俗博物館収集の 60 台の在来犁に No.1 ~60 の番号を付して一覧表を作成、別に犁番号を地図上に落とした分布図と、斜めからの写真を番号順に並べた「長床犁の一覧」を掲げている。ここでは犁番号を落とした地図と犁写真一覧が別々になっているので、どこにどんな形の犁が分布しているのかのイメージが把握しづらい。

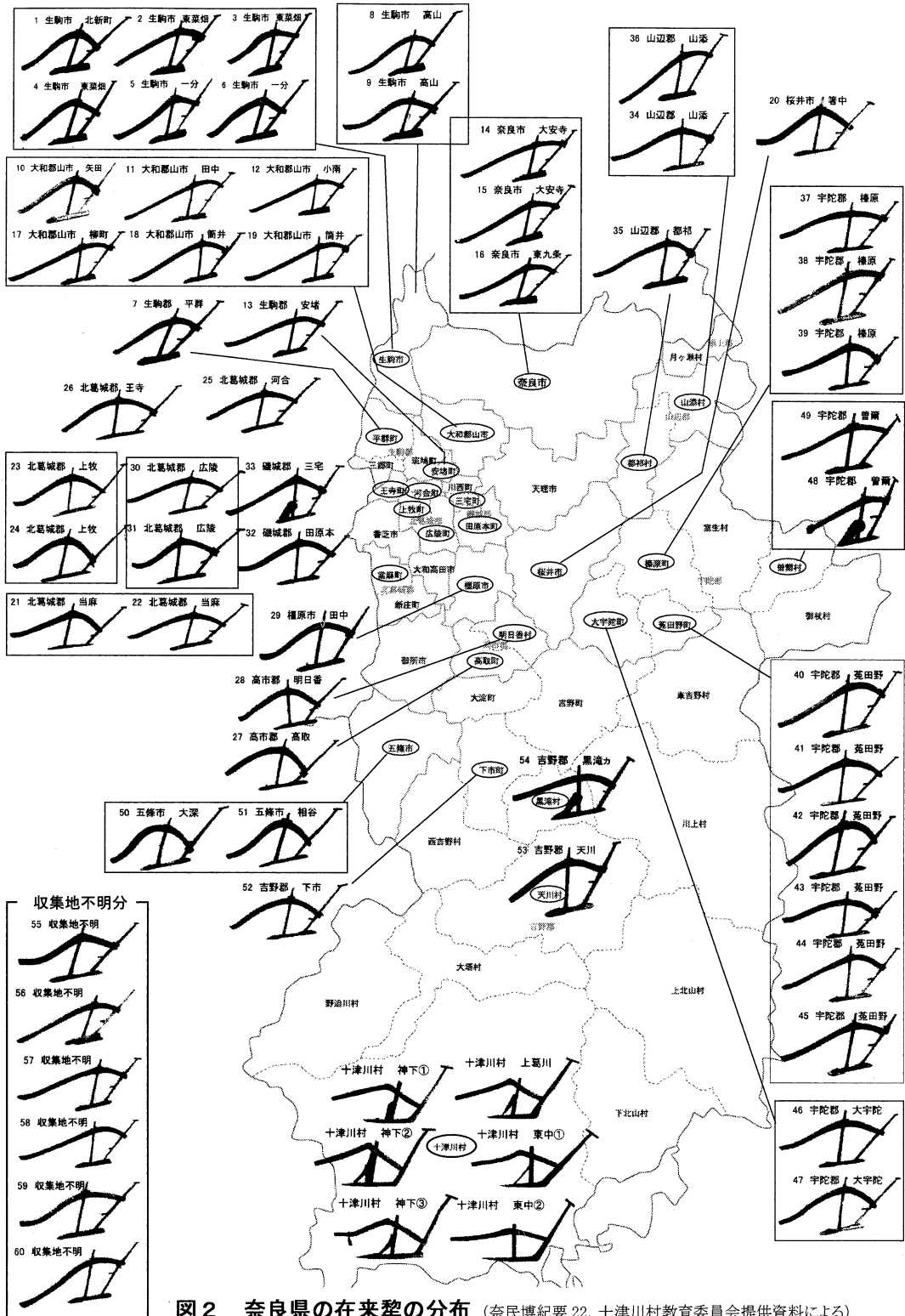


図2 奈良県の在来犁の分布 (奈良博紀要22、十津川村教育委員会提供資料による)

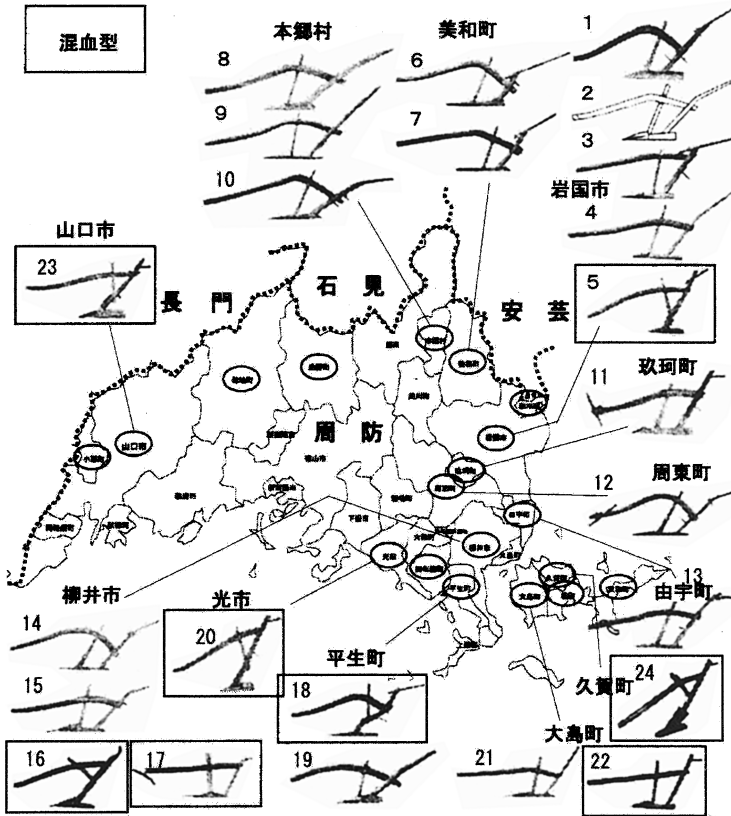
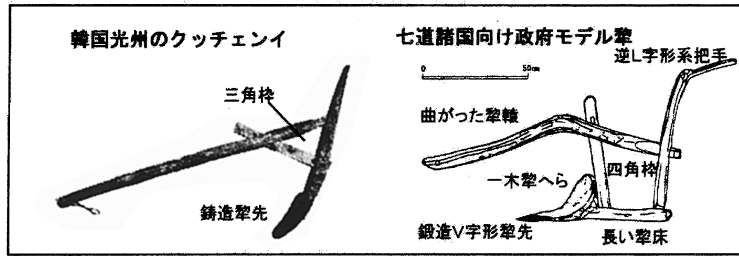


図3 山口県周防地域の在来犁の分布 (河野 2006 図5 をもとに作成)

そこで写真を縮小して地図上に配したのが〔図2〕である。地図化してみると奈良県立民俗博物館に収集された在来犁の南限は吉野郡天川村どまりで最南部は空白となっているのが目立ってきた。そこで県の最南端でそれなりに大きな面積をしめる十津川村については教育委員会の許諾のもとで奈良県立民俗博物館の大宮守人氏から提供を受けた6台の在来犁の写真を図中に加えた。

こうして見れば奈良県の在来犁はすべて曲轆長床犁で一括でき、他の形態は1例もないという驚くべき斉一性を示している。いま驚くべき斉一性といったのは、他県では直轆長床犁や長体無床犁・短体無床犁・独脚有床犁・三角棒無床犁といったさまざまな犁型が混在するのが通例だからであり、その例として〔図3〕の山口県東部、旧周防国域の在来犁分布図を掲げた。上部の棒

内に朝鮮半島の犁へら無しの三角杵無床犁クッチェイの図と、7世紀の梶原遺跡出土犁をベースに復原した七道諸国向け政府モデル犁を掲げたが、周防地方では政府モデル犁の後裔となる曲轆長床犁が全域に分布する一方で、東南部の海岸地方を中心にクッチェイと政府モデル犁の混血型（杵囲み）の直轆長床犁や三角杵を残した独脚有床犁が分布している。ここから東南部の海岸地方にはかつて朝鮮系渡来人の大きな集落があつてクッチェイが使われており、その後周防国全域に政府モデル犁の波を被った状況が見受けられる。このように旧七道諸国の在来犁にはさまざまな犁型が混在しているのが一般的で、つまり政府モデル犁の配付に先立って朝鮮系渡来人が三角杵無床犁を持ち込んでいたという事実が混血型を生み、犁型の多様化をもたらしたのであるが、では大和国に渡来人が来なかったのかといえればそんなことは考えられない。大和国とくに飛鳥地方に渡来人が多く住んでいたことは古代史の常識だからである。となれば渡来人が多くいたにもかかわらず、大和国では混血型が生まれなかったことになり、これには奈良県=大和国が7世紀の政権のお膝元であったことが関係することは容易に想像がつくが、この点は後に詳しく検討することにしたい。

奈良県犁の斉一性のもう一つの要因としては、非混血の朝鮮系三角杵犁も見られないことが指摘できる。大化改新政府の長床犁導入政策は一過性なので、政策施行後に入植した場合は政府モデル犁の影響は受けない。そのため古代の朝鮮系渡来人の最後の波である百済・高句麗難民の入植地には非混血の朝鮮系三角杵犁が見られることはすでに証明できており（河野 2004 a, 2007 b）、この原理からすれば大和国域には百済・高句麗難民の入植はなかったことになる。これは『日本書紀』に近江や東国への難民移配は見られても大和国への難民配置記事が見られないことと整合的である。

十津川村は別系統 ここで〔図2〕にもどれば奈良県全域が曲轆長床犁ながら、少し細かくみると、十津川村の6台については、天川村以北の在来犁の犁轆は緩やかなカーブを描くのが一般的なのに対して、屈曲点が明確なへ字形犁轆であり、また犁床と犁柄が一木造りであるなどの特徴を持っていることが看取できる。これは十津川村の在来犁については分けて扱う必要のあることを物語っているといえるので、第6章で別途分析することにした。ただし十津川村歴史民俗資料館には、1986年の調査で奈良盆地型の在来犁2台が確認できており、奈良盆地型の曲轆長床犁は奈良県全域に分布していて、ただ十津川村には最南部の曲轆長床犁ながら少し形の異なるタイプが混在しているということになり、十津川村全域が特殊な犁型なのではない。

そこでひとまず十津川村を除いた天川村以北の奈良県立民俗博物館収集犁について見れば、この写真のレベルで見るとはまったく同形で、在来犁を見慣れた目でも大きな変異は感じられない。このことはじつは重要である。岩宮レポートは後にみるように、奈良県立民俗博物館収集犁を部品ごとに細かく観察していくつもの相異点を指摘しているが、それは大同小異という言葉借りるなら、曲轆長床犁という大同のなかの小異に属する変異であり、このなかには1300年の間に数十回の更新を重ねる過程でさまざまな時期に生じた小変異、とくに犁製作が自作から職



図4 奈良県の木柱短床・中床犁

人製作に移行した江戸時代中期以降の変異が混在していると考えられる。そのため、それぞれの変異は当初からの違いなのか新しい時期のものなのか、考古学でいう層位の読み分けが20世紀の民具を通して7世紀に畿内諸国に配付された畿内向けモデル犁を復原できるかどうかの成否の鍵を握っているといえよう。

木柱中床犁・短床犁はすべて近代犁 もう1点、確認を要することがある。一般に長床犁地帯に近代短床犁が入ってくると、伝統犁の職人がメーカー製の近代短床犁を真似て少し犁床の長い中床犁を作ることがあり、これは近代の産物なので古代を探る論考では除外しなければならない。ところが他方で短体無床犁が使われていた地域では政府モデル長床犁と混血を起こすと独脚有床犁という三角枠の中床犁や短床犁になることがあり、これは7世紀に生まれた混血型なので、在来犁の考察では木柱の中床犁や短床犁にも目配りが必要なのだが、幸いにも『奈良県立民俗博物館研究紀要』23号(2008)に岩宮隆司「奈良県内における中床犁の形態的な特徴」としてまとめられ、館蔵中床犁39点のデータ表と写真が公開された。このほか部分名称の写真に掲げられた展示・体験用の犁1点を加えて全40点となるが、そのうちの38点は犁柱が鉄製ボルトであり近代短床犁の影響を受けた近代の産物なので除外できる。検討を要するのは犁柱が木製で犁轆と犁身が柄組みの「木柱短床犁」「木柱中床犁」で、その例が6点見つかったので〔図4〕に掲げた。aとbは岩宮レポート(中床犁)のNo.26とNo.27で、c、d、eはレポートからは漏れているが館から提供を受けた写真データの中床犁の部にあった3点、fは両者から漏れているが1992年6

月に奈良県立民俗博物館の収蔵庫で撮った写真で菟田野町大神の木柱短床犁である。

写真を見ると a, b, c, f の4点は犁身の形が近代短床犁そのものであり、近代の産物であることは明白である。e は長床犁の犁床を切り詰め、同じく長床犁の犁轆・犁柱を使って犁柱・犁柄を交差させて全長を短く仕上げたもので、おそらく犁床・犁轆・犁柱は長床犁の廃品を使い、犁柄だけは長床犁式ながら柄穴の位置が異なるので新調したものであろう。近代短床犁が普及しているなかで犁屋が手元の廃品を再利用して中床犁または短床犁に組み上げたものと考えられる。その目で見ると b, c, f の犁轆や c, f の犁柱も廃品の再利用のようで、「もったいない」文化のなかでの犁屋の工夫作と見ることができよう。d は吉野郡野迫川村上で使われていたもので、犁柱の前にへら受け柱を置いて近代短床犁用の犁へらを付けているが、同形の犁は紀ノ川下流域の和歌山県橋本市郷土資料館にあり、大宮守人氏によれば十津川村でも数多く見られるとのことで、製作地は確定できないが広く流通していたことが確認できる。橋本市郷土資料館でも十津川村歴史民俗資料館でも在来犁としては曲轆長床犁があり、d と同形の中床犁は近代犁の一種として存在している。以上の検討からして奈良県立民俗博物館収集の木柱中床犁6台はいずれも近代短床犁の影響下で成立したもので、古代に遡る混血型は1点も含まれておらず、「奈良県の在来犁は曲轆長床犁」という括りで間違いないものと考えられる。

では先に述べた層位の読み分け、時代の遠近の読み分けに留意しながら、岩宮レポートに沿って部品ごとの個別の検討に入ろう。

2. 岩宮レポートの検討

岩宮レポートは、犁の「どの部位の形状や計測値に基づいて分析していくのか」について、

長床犁の中で、実際に土を掘り起こす作業を行うサキとヘラが、最も重要な部位であった。しかし、サキとヘラは、楔や紐などを使って床や柱に固定されているに過ぎなかったもので、現存しているものが少ない。従って、収蔵資料からサキやヘラの特徴を探るには、床や柱に残された脱着の痕跡を検証するしかない。また、農具を牽引する牛馬と人間の労働力を最大限に引き出して、効率的に作業を行うためには、サキ・ヘラと人間を取り結ぶ床や把手が重要な部位であった。そして、これまでの研究において、床の有無や大きさが注目されてきたことを勘案するならば、長床犁の地理的・歴史的な変遷過程は、特に、床の形状に端的に示されていると考えられる。従って、奈良県内の長床犁の特徴を探るには、床の加工状況を検証することが有効である。(2頁)

と述べ、

2 分析結果

(1) 床

サキの固定、ヘラの固定、側面の加工、裏面の加工、高さ

(2) 把手

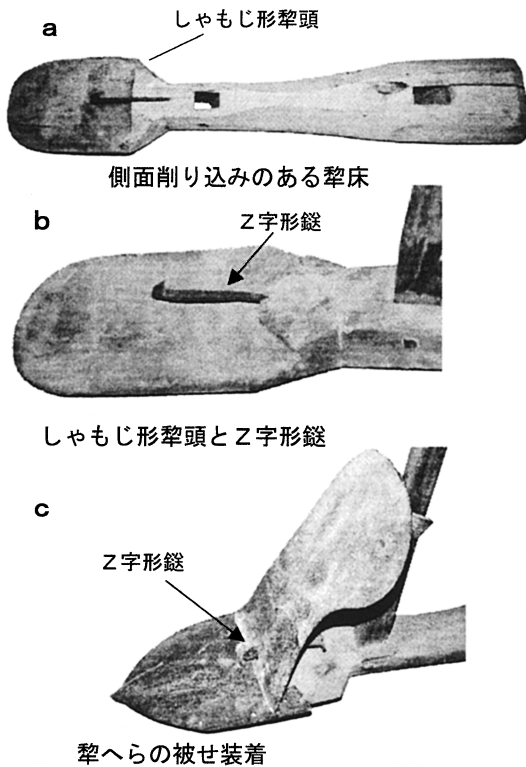


図5 しゃもじ形犁頭とZ字形鋨

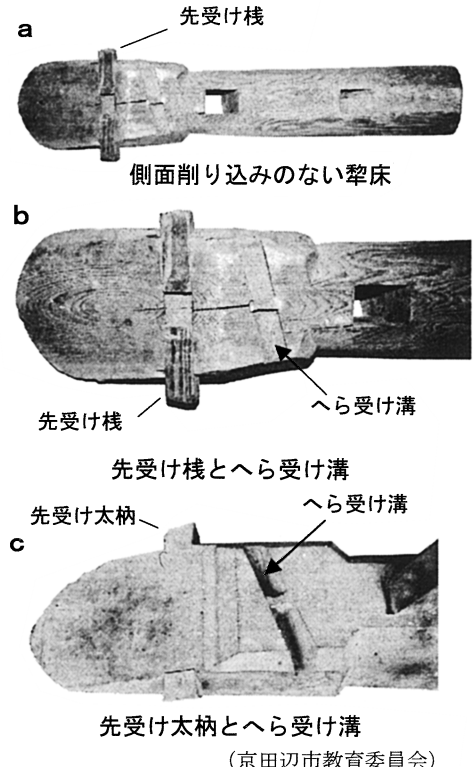


図6 先受け・太柄とへら受け溝

形状

と犁床と把手で相異点を整理している。

犁先と犁への欠落は民具の犁では一般的で、どの資料館でも同様の状況にあるが、とくに奈良県は欠落の度合が高い。したがって「床や柱に残された脱着の痕跡」から「サキやへらの特徴を探る」というのは当を得ており、分析結果が期待されるが、「床や柱に残された脱着の痕跡」と前置きでは犁柱にも注目しておきながら、各論の部分では犁柱の痕跡が項目から外されデータ化されなかった点は残念というほかはない。後述するように犁柱に残された痕跡には7世紀に遡る重要な情報が含まれているからである。

2-1 犁先・犁への固定法

犁先の固定法 岩宮レポートは、【サキの固定】の項目を立て、犁先の装着に関して、

当館が収蔵している長床犁には、サキを床に固定させるために、特別な加工がされているものと、されていないものがある。そして、加工されている長床犁の中には、①床の側面に溝が彫られたり、②床の上面や側面に板材が付けられたり、溝と板材の両方が付けられたりしたものがある。そこで、以下、本稿や図表④では、③加工されていないものを「未加工」

型、溝が彫られているものを「加工（溝）」型、木材が上面や側面に付けられているものを「加工（木／上）」型・「加工（木／側）」型、溝と木材などの加工が混合されているものを「加工（混）」と表記する。そして、当館が収蔵している長床犁 60 点の内、「未加工」型は 38 点（63%）、「加工（木／上）」型は 14 点（23%）、「加工（木／側）」型は 2 点（3%）、「加工（溝）」型は 5 点（8%）、「加工（混）」型は 1 点（2%）である。（3 頁）（下線は河野）

と述べるが、型式名が抽象的なのとそれに対応する写真が掲げられていないためイメージが浮かばず、非常に理解しづらい文章になっている。そこで河野なりの理解にもとづいて新たな名称を提起し、図を添えて岩宮レポートの提起した点の検討を進めることとしたい。

しゃもじ形犁頭〔図5〕〔図6〕は犁床の形状と犁先・犁への装着法を図示したものである。図5aと図6aは壊れて犁床のみ収集された資料であるが、図5aは犁頭部分をしゃもじ形に削り出して犁先を受けるもので、「しゃもじ形犁頭」と呼ぶことにしよう。奈良県でも大阪府でも一般的な標準タイプであり、これが岩宮レポートの「未加工」型に相当するものと考えられる。ところでこのしゃもじ形犁頭は角材から犁先を受けるに都合のよいようにしゃもじ形に削り出したものであり、加工の結果の完成品であって、これを「未加工」といったのでは読者は混乱するばかりである。

先受け棧と先受け太柄 これに対して図6a, bはしゃもじ形犁頭に削り出したものの部材の幅が犁先を受けるには狭すぎたので、犁頭の中ほどに横棧を蟻溝で差し込んで犁先受けとしたもので、この犁先受けの棧を「先受け棧」と呼ぶことにしよう。⁽¹⁾

岩宮レポートの「床の側面に板材が付けられた」例の写真はこれまで撮っていなかったので、同じ例に当たると考えられる京田辺市の資料を図6cに示した。これは先受けの突起材を犁頭の側面から埋め込んだもので、一般に埋め込み突起を太柄^{だぼ}というので「先受け太柄」と呼ぶことにする。

また「床の側面に溝が彫られた」例は実見していないが、犁頭部分の横断面の左右両端が薄く削られて三角縁になっていれば犁先の袋を受けることができ、奈良県でも大阪府でもこれが一般的である。ところが犁頭部分の横断面の左右両端が厚手のままなら、この部分に限って溝を切る必要があろう。ただこうした加工の差異は職人の癖の範囲であり、あまり大きな特徴というほどではないと考えられる。

以上、犁頭の形状については、しゃもじ形犁頭が奈良県の在来犁の原型で、先受け棧や先受け太柄は用意した材の幅が細かった場合の対応であり、しゃもじ形犁頭の派生形と位置づけられよう。

犁への固定法 岩宮レポートは、【ヘラの固定】の項目を立て、犁への装着に関して、

当館が収蔵している長床犁には、ヘラを床の上面に固定させるのに、溝が彫られたものと、留め具が付けられたものがある。そして、これらの長床犁の中には、直線もしくは曲線状に溝が彫られたり、金属製もしくは木製の留め具が付けられたりしたものがある。また、

金属製の留め具には、直接床に打ち付けられたものや、床の上面を少し彫り込んで付けられたものがある。そこで、以下、本稿や図表④では、直線もしくは曲線で溝が彫られているものを「溝(直)」型・「溝(曲)」型、金属製や木製の留め具が直接もしくは彫り込んで付けられているものを「留具(金/直)」型・「留具(金/彫)」型・「留具(木/直)」型・「留具(木/彫)」型と表記する。そして、当館が収蔵している長床犁60点の内、「留具(金/直)」型は29点(48%)、「留具(金/彫)」型は16点(27%)、「溝(直)」型は10点(17%)、「溝(曲)」型は4点(7%)、「留具(木/直)」型は1点(2%)、「留具(木/彫)」型は0点(0%)となっている。(3頁)

と述べる。

Z字形鏝 図5aの上の写真と中の写真は別個体だが、いずれもしゃもじ形犁頭の中央には犁への底部を受けるへら受けの金具が打ち込まれており、岩宮レポートの「金属製の留め具」に相当するものと考えられる。犁へらは図1c, dの写真のように、左反転に合わせて円い頭部が進行方向に向かって左に偏った「左偏頭型の平面へら」だが、犁へら下端の中央には図1dに示した小さな「鉤受け挟り」があり、ここに金具を引っ掛けて犁へらが前方にずれるのを防いでいるのである。この金具はその形態から「Z字形かすがい鏝」と呼ぶことにしよう。鏝はホッチキスの針のように2本の釘状の鉤を打ち込んで並べた2つの材を繋ぐ金具であるが、Z字形鏝はその一方の鉤を短くして上に向けてへら受けの引っ掛かりとしたもので、他方の鉤を犁頭に打ち込んで固定している。Z字形鏝は奈良・大阪の長床犁には一般的に見られるが中国や朝鮮半島にはない日本独自のものである。

犁へらの前方への滑り止めのためだけなら、Z字形鏝を用いなくても犁頭木部に木製突起を打ち込めばいい。にもかかわらずZ字形鏝を用いるのは、図5cに見られるように犁へらを犁先に被せて装着することにある。図5a, bからかすかに読み取れるように、Z字形鏝の長い軸と木製犁頭上面との間には数mmの隙間があり、その隙間に犁先の天板が潜り込む結果、Z字形鏝は犁先の上面にせり出して犁へらを受けることになる。この犁へらが犁先に被った状態で装着されることを「犁へらの被せ装着」と呼ぶことにするが、Z字形鏝はこの犁へらの被せ装着にはなくてはならない部品で、そのために開発された金具と考えられる。

岩宮レポートは「金属製の留め具には、直接床に打ち付けられたものや、床の上面を少し彫り込んで付けられたものがある」としており、Z字形鏝が「直接床に打ち付けられたもの」が図5b、「床の上面を少し彫り込んで付けられたもの」が図5aに相当すると考えられるが、これらは職人の癖の範囲であり、職人の系譜を知る手掛かりではあっても、本質的には大きな違いはないと考えられよう。

へら受け溝 図6b, cには「へら受け溝」が写り込んでいる。この溝は左反転に合わせて犁へらが少し左を向くように左を控えて彫られている。中ほどで溝が切れているのは、犁へら下端の鉤受け挟りを受けるため、これで犁へらは左右にずれなくなる。このへら受け溝とZ字形鏝

の違いは、へら受け溝を使えば犁への始点は犁先の終わった地点より後ろとなり、犁への被せ装着はなくなることである。被せ装着の有無は耕起性能には大きな影響はなく、犁先で大地から土塊を切り離し犁へらで持ち上げて反転するなら、無理に被せ装着をして犁へらを前にせり出す必要はなく、むしろせり出さない方がスムーズな耕起・反転ができるとさえ思えるくらいである。このようにどう見ても合理的ではない形態こそ歴史の痕跡で、後で触れるようにモデルとなった朝鮮半島のチェンギが犁への被せ装着だったことによる。岩宮レポートではZ字形鋸の使用を示す「留具(金/直)」型は29点(48%)、「留具(金/彫)」型は16点(27%)、合わせてZ字形鋸タイプは45点で75%を占め、これが奈良県在来犁の原型であったと考えられる。

Z字形鋸が標準であれば、製作時にZ字形鋸やそれを作れる鉄材が入手できなかった場合に、やむを得ずへら位置を後ろにずらせて溝で犁へらを受けるように工夫したのがへら受け溝と考えられる。伝統的社会ではモノは壊れると同じ形で製作され更新される。へら受け溝方式も一旦成立すれば、壊れて更新する際に継承され、やがて地域の定型として定着するようになる。その意味ではへら受け溝方式の起源は結構さかのぼる場合もあることが想定されるが、それはZ字形鋸方式から派生したものであって、原型はあくまでZ字形鋸を使った犁への被せ装着であろう。

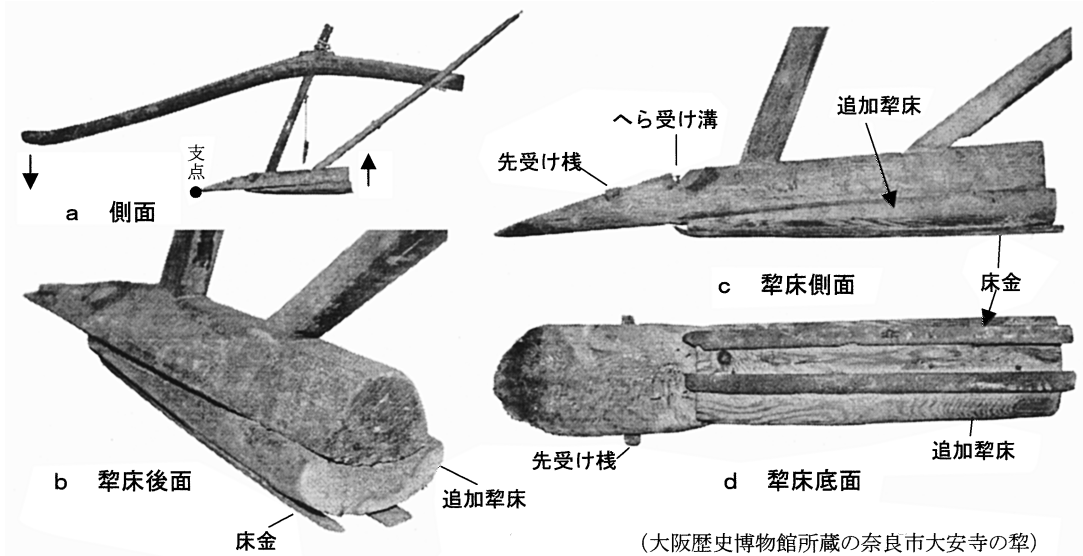
2-2 犁床の形態

犁床側面の削り込みの有無 岩宮レポートは【側面の加工】の項目を立て、犁床側面の形状について次のように述べる。

当館が収蔵している長床犁には、床の側面が直線的に削られたものと、柱が付けられる部分が細く削り込まれたものがある。そこで、以下、本稿や図表④では、前者を「直線」型、後者を「削込」型と表記する。そして、当館が収蔵している長床犁60点の内、「直線」型は39点(65%)、「削込」型は21点(35%)となっている。(4頁)

図5aと図6aはいずれも犁床単体で収蔵されている資料であるが、図5aは側面に削り込みがあってボディーに括れが生じており、図6aは括れない寸胴型である。この図5aが岩宮レポートの「削込」型、図6aが「直線」型に相当すると考えられる。比率は「直線」型は39点(65%)、「削込」型は21点(35%)で削り込みのないタイプが3分の2を占める。

さて「直線」型と「削込」型では性能にさしたる違いは考えられない。削り込みで底面積は少し小さくなるが、地面との摩擦力は底面積には関係がないので滑り易さの効果はなく、犁柱の柄穴のある部分をあえて狭めることで、強度的にはむしろマイナス効果であることからすれば、これは一種のデザインの問題である。デザインとなれば職人の好みや美意識に由来するもので、出現時期は木製農具が自作から職人製作に徐々に移行すると想定される江戸時代中期以降という想定も可能であるが、のちに掲げる図8aの7世紀出土の下川津遺跡出土犁にすでにかすかな削り込みが見られる。これについては、第3章もう一度検討することにした。



(大阪歴史博物館所蔵の奈良市大安寺の犁)

図7 追加犁床と床金

追加犁床 岩宮レポートは【裏面の加工】の項目を立て、犁床底面に関して次のように述べる。

当館が収蔵している長床犁には、床の裏面に、木製や金属製の板で補強されているものと、補強されていないものがある。そして、補強されている長床犁の中には、木や鉄などの同一素材で補強が繰り返されたり、木材で補強された後に鉄材が付けられたり、その逆順で補強されたりしたものがある。そこで、以下、本稿や図表④では、補強されていないものを「未補強」型、木や金属などの同一素材で補強されているものを「補強(木)」型・「補強(金)」型、木と金属が混合して補強されているものを「補強(混)」型と表記する。そして、当館が収蔵している長床犁60点の内、「未補強」型は39点(65%)、「補強(木)」型は13点(22%)、「補強(金)」型は5点(8%)、「補強(混)」型は3点(5%)である。(4頁)

とあり、65%を占める「未補強」型が原型では派生型であり、「未補強」型が畿内向けモデル犁から継承したものと推定される。(2)

〔図7〕は大阪歴史博物館に収集された奈良市大安寺町の犁である。この犁はb, c図で見ると、犁床の下に側面形が前に薄い楔形の材を追加しており、これを「追加犁床」と呼ぶことにしよう。追加犁床は全国的に見られるもので、その出現頻度は奈良県は一般的な水準といえよう。追加犁床は図7aに矢印で示したように床尻を持ち上げる結果となり、犁先を支点として犁轆先端の牽引点を下げることになる。牽引点が下がれば牛馬が牽引した際に牽引点が持ち上げられることになり、犁先も上がって浅耕指向となる。この大安寺犁では追加犁床の厚さは4.1cm、犁先を支点とした場合の床尻位置は80cm、また犁先から犁轆先端近くの引綱掛けまでは81.4cmでほぼ同長なので、床尻が4.1cm上がれば牽引点は4.1cm下がることになり、それなりの浅耕効果があったと推定される。

この追加犁床が各県でそれなりに見られることは注目すべきことで、農業技術史では「長床犁は浅耕しかできない駄目な犁で、近世では深耕可能な鍬農業に圧倒された」というのが通説としてまかり通っているが、全国各地で長床犁がより浅耕となる追加犁床を付けている事実は、追加犁床を付けない状態での長床犁は、実用的には十分過ぎるほどの耕深を確保していた証拠となるからである。

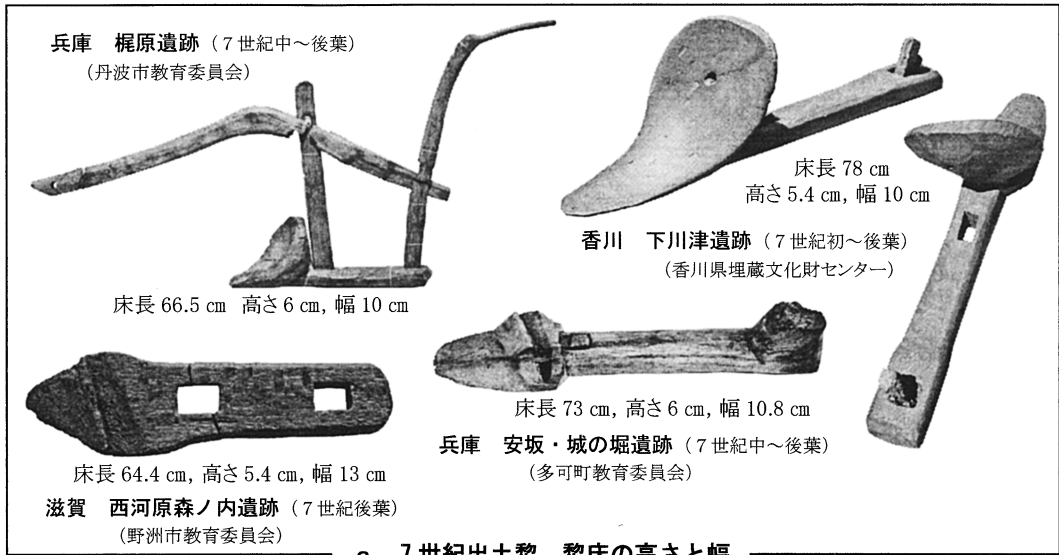
さてこの追加犁床は岩宮レポートでは「床の裏面に、木製や金属製の板で補強されているものと、補強されていないものがある」という文章の「木製の板で補強」に相当するものと考えられる。ところで追加犁床はいま述べたように浅耕を求めての床尻の持ち上げが目的であって、補強材ではない。民具の研究には形から技術情報を引き出すものであり、そのためには事態の正確な把握と的確な表現が望まれる。

摩滅防止の床金 図7の大安寺町犁にはd図で見るように追加犁床に2条の鉄条が打ち付けられており、岩宮レポートの「金属製の板で補強されているもの」に相当すると考えられるが、これは摩滅防止と滑りをよくすることを期待して打ち付けた床金である。犁を牽引する際に生じる地面との摩擦は耕起作業からすればロスにあたり、できるだけ小さく抑えたいものである。この摩擦力は一般に考えられているような犁床の面積には関係がなく、犁の重量と犁床底面と地面との摩擦係数の積で決まる。かつて八尾市立歴史民俗資料館の協力でおこなった牽引実験から得られた結果によれば、全面床金の場合は摩擦係数は0.5、細い鉄条を間隔をあけて打ち付けた長床犁は0.55、木肌のままでは0.6という結果を得た。これで見れば木肌のままと床金を打ち付けた場合の違いは0.05にすぎず、重量15kgの長床犁の場合は床金なしで摩擦抵抗は9kg、床金付きで8.25kgでさほど大きな違いはない。

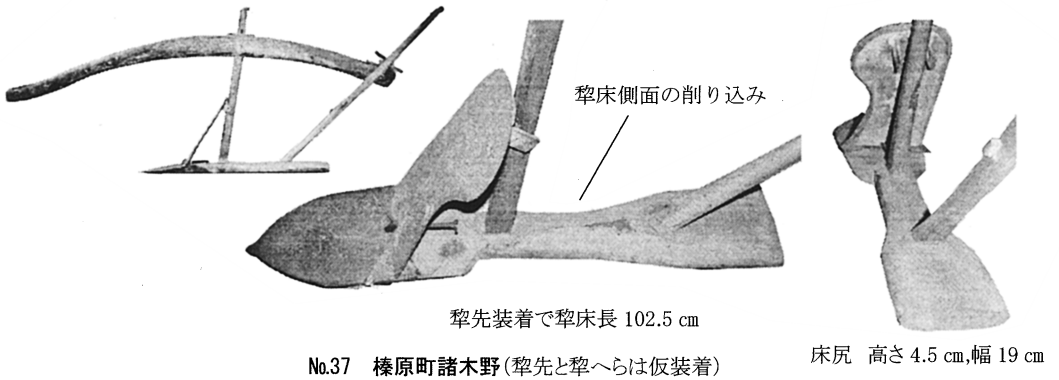
現実に大きな効果があるのが摩滅防止である。時折り床金の外れた犁床を見かけることがあるが、その場合は床金が付いていた部分に比べて、床金の隙間で木部の露出した部分が大きく摩擦して抉れている。長床犁は15kg前後の重さがあるので重さに比例して摩擦力は大きくなり、犁床底面の摩擦防止はそれなりの課題であったと考えられる。

板床と台床 次に犁床の高さについて、〔図8〕に沿って見ていこう。図8bはNo.37 榛原町諸木野の犁で、床尻の幅は19cm、高さは4.5cm、写真で見ると厚板から犁床を削り出したようで、このような扁平は犁床を「板床」、それに対して〔図7〕の大安寺犁のような犁床断面の幅と高さが大きな差のないものを「台床」と呼んで区別している。長床犁は一般には台床で、板床が見られるのは奈良県の特徴である。この板床の印象が強くて奈良県は大半が板床かと思っていたが、岩宮レポートによるとそうでもないようである。岩宮レポートは【高さ】の項目を立て、犁床の高さに関して、次のように述べる。少し長いが一部省略して引用しておこう。

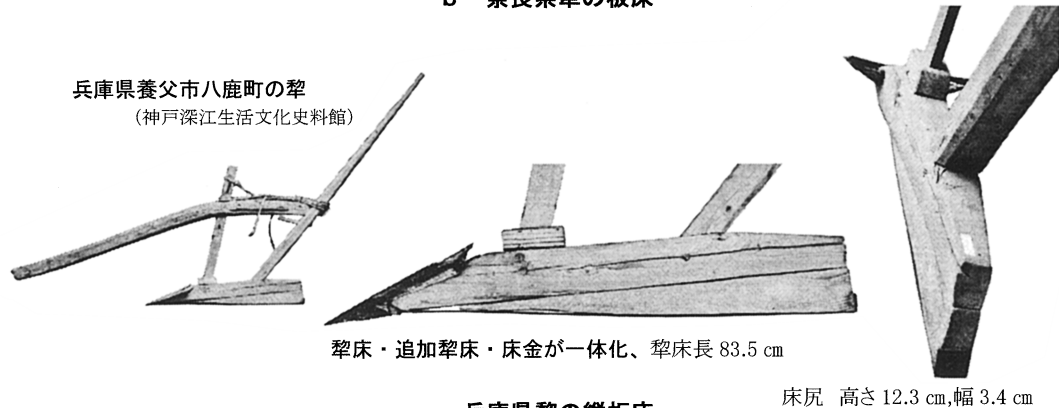
当館が収蔵している長床犁60点の床の高さは、21～114mmの間であり、その平均値は、63mmである。床の高さに関する特徴としては、(a)全体の73% (44点)が、40～80mmに集中していること、(b)40～80mmの中でも、34% (15点)が、40～49mmに集中し



a 7世紀出土犁 犁床の高さと幅



b 奈良県犁の板床



c 兵庫県犁の縦板床

図8 民具における定向進化

ていること、(c) 50 mm 以降は、床が高くなるに連れて微減傾向にあること、(d) 70~80 mm と 100~110 mm の所では、一時的に点数が増加することである。これらの特徴は、上記で述べた、床の側面や裏面の加工状況（「直線」・「削込」型／「未補強」・「補強」型）と関係していた。

そこで、まず、床の形態や補強材との関係に注目しながら検討したい。

前述の通り、「直線」型と「削込」型の長床犁は、それぞれ 39 点と 21 点収集されている。㊦「削込」型の床の高さは 30~62 mm であり、その平均値は、47 mm である。そして、その中でも、9 点 (43%) が 40~46 mm に、5 点 (24%) が 48~54 mm に集中している。一方、㊧「直線」型の床の高さは、21~114 mm であり、その平均値は、71.5 mm である。そして、その中でも、11 点 (28%) が 70~80 mm に、8 点 (18%) が 100~110 mm に集中している。また、「未補強」型と「補強」型の長床犁は、それぞれ 39 点と 21 点収集されている。「未補強」型の床の高さは、21~80 mm であり、その平均値は、50 mm である。そして、その中でも、15 点 (38%) が 40~49 mm に、10 点 (27%) が 51~69 mm に集中している。一方、「補強」型の床の高さは、56~114 mm であり、その平均値は、87 mm である。そして、その中でも、18 点 (86%) が、71 mm 以上に集中している。

以上より、「直線」型と「補強」型の床は厚くて、「削込」型と「未補強」型の床は薄いことが分かる。そして、当館が収蔵している「補強」型の長床犁が、全て「直線」型であったことを勘案すると、「直線」型と「補強」型は、密接な関係にあったと考えられる。

次に、収集地に注目しながら検討したい。(中略)

以上より、「直線」型の長床犁の床は、北西部の大和川以北で厚く、葛下川・纏向川の流域で薄くなっており、北東部でもやや厚くなっていた。そして、大和川以北の竜田・富雄・佐保川の流域においても、上流域の方が、下流域より、厚くなる傾向があった。その一方で、「削込」型の長床犁の床は、明瞭な特徴を見いだせない。しかし、北西部の大和川北流諸河川の特定期域 (No.28・29) では、床の厚い長床犁が、中部の紀ノ川流域の低地部では、床の薄い長床犁が使われていた。(5 頁) (下線は河野)

「補強」つまり追加犁床や床金の有無は時代の新しい変化なので外して考えると、「直線」型の床は厚くて、「削込」型の床は薄いことが分かる」という結論となる。岩宮レポートは㊦㊧と犁床の形状に分けて分析しているので全体としての台床と板床の比率が見えない。そこでやや機械的だが犁床の高さが 60 mm 以上と 59 mm 以下とに分けると、60 mm 以上が 31 点、59 mm 以下が 29 点とほぼ半数となった。このそれぞれを機械的に台床と板床に当てはめると、台床が 31 点、板床が 29 点とほぼ半数となる。59 mm 以下のうち 50 mm 以下は 22 点で 37%、1/3 強である。

大阪平野の長床犁は基本的には台床であり、それに対比すれば奈良県の板床が印象的だったため「大和型：板床、河内型・摂津型：台床」と整理したことがあったが (河野 2004 a 図 6)、今回

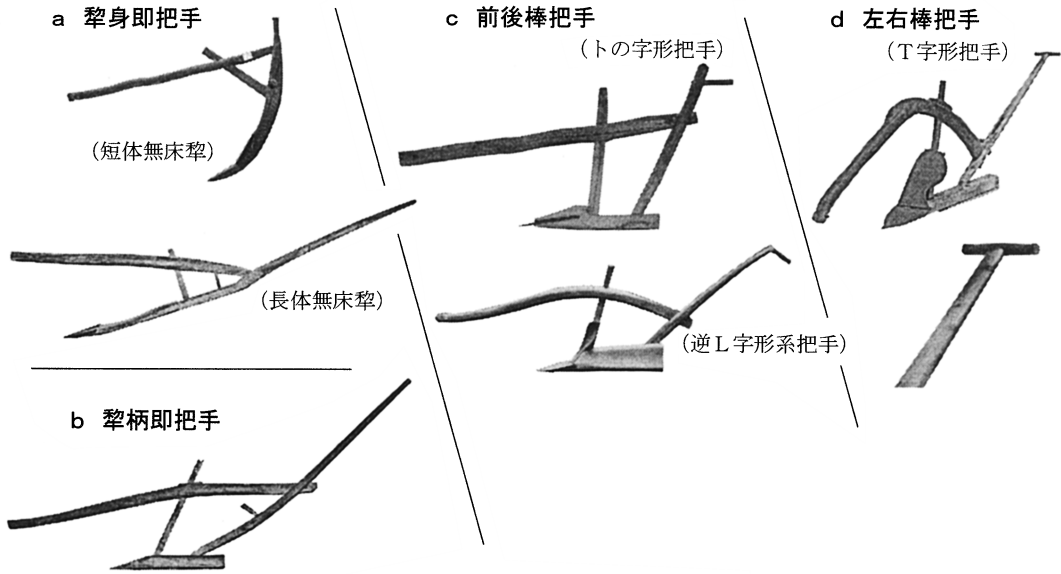


図9 在来犁の把手の形態分類

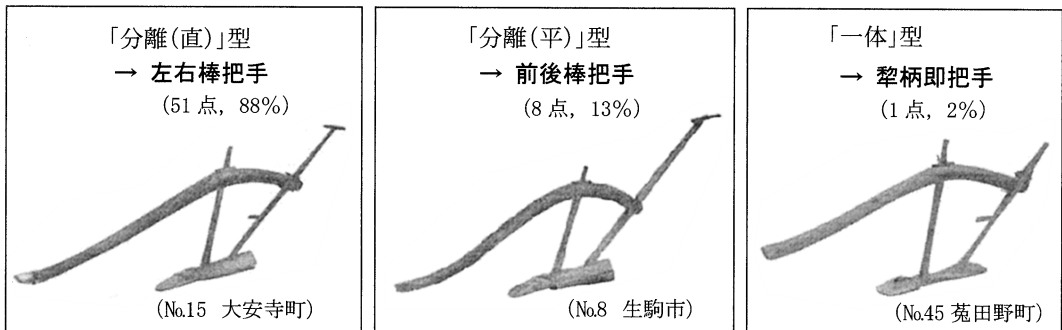


図10 奈良県長床犁の把手

の岩宮レポートで奈良県でも板床・台床が半々という事実が明確になったので、「大和型：板床」というまとめはリコールすることにしたい。ただ奈良県の板床はそれなりに類例が多く、板床イコール奈良県犁ではないが、板床が奈良県犁の特徴であることは否定できない。

このような板床があると、これまでの農業技術史研究や民具研究では、地域の地形や土質と関連づけてその成因を説明するのが一般的であった。だが図8cに見るように兵庫県ではまったく逆の縦板床が見られ、奈良県と兵庫県でそれほど地形や土質が違うわけではないので、地形・土質との関係では説明できないことは明らかである。この点は第3章で改めて考察することにした。

2-3 把手の形状

岩宮レポートは把手について【形状】の項目を立て、次のように述べる。

把手には、㊶把手と柄が2つの用材で作られて分離しているものと、1つの用材で作られて一体化しているものがある。⁽³⁾そして、把手と柄が分離している長床犁の中には、㊷進行方向に対して、把手が垂直方向と水平方向に取り付けられたものがある。⁽⁴⁾そこで、以下、本稿や図表④では、㊶前者を「分離(直)」型、後者を「分離(平)」型、把手と柄が一体化しているものを「一体」型と表記する。そして、当館が収蔵している長床犁60点の内、「分離(直)」型は51点(85%)、「分離(平)」型は8点(13%)、「一体」型は1点(2%)である。(中略)

以上より、奈良県内における把手の形状には、「分離(直・平)」型と「一体」型の2種類3種類があり、それぞれに地域差があったことが分かる。「分離(平)」型の長床犁は、主に、中・南部の青野山地や北東部の宇陀山地で使われていた。その一方で、「分離(直)」型の長床犁は、主に、それ以外の北西部や北東部の大和高原・宇陀盆地で使われていた。この様に、使用地域が明確に分かれている中で、「一体」型のNo45と「分離(平)」型のNo8は、特例的に使われた事例として注目される。(6頁)(下線は河野)

岩宮レポートの下線部㊸、㊹、㊺については、文章からイメージがしづらい。そこでまず〔図9〕に日本の在来犁の把手の代表的なタイプを掲げ、4つに分類した。aの上図は福岡県の抱持立犁で犁体の短い「短体無床犁」、下図は関東に見られる犁体が長く対地角の小さい「長体無床犁」で、いずれも朝鮮系の三角杵無床犁である。これらの犁では犁身上端が細められてそのまま把手になっているので「犁身即把手」と呼ぶことにしよう。近代短床犁も一般に犁身即把手である。bは三角杵無床犁と政府モデル長床犁との混血型の直轆長床犁で、犁柄の上端を長く伸ばして把手としているので「犁柄即把手」と呼ぶことにする。cとdについては犁柄の上端に短い把手を付けたものだが、細かい形態や角度はともかく、把手の握り棒が操者から見て前後に伸びているのか左右に伸びているのかで大別し、前後に伸びているのをcの「前後棒把手」、左右に伸びているのをdの「左右棒把手」と呼ぶことにする。cの前後棒把手は犁柄の後面に把手を差し込めば「トの字形把手」となり、枝分かれ材を使って一木造りで仕上げれば「逆L字形系把手」となる。dの左右棒把手は形状からすれば「T字形把手」でもあるが、大分類では左右棒把手であり、その下位概念としてT字形把手を使うことにしたい。

〔図10〕は岩宮レポートの把手の3分類、「分離(直)」型、「分離(平)」型、「一体」型を図表④から検索して写真を掲げたもので、「分離(直)」は上記の左右棒把手に、「分離(平)」型は前後棒把手に、「一体」型は犁柄即把手に相当することがわかる。

左右棒把手が主流で原型 さて把手の分布について、左右棒把手が数からしても85%で主流を占め、分布からも奈良県の中心部を占めているので、これが奈良県在来犁の本来の型であり畿内向けモデル犁から継承したものと考えられる。

前後棒把手に関しては、第5章で隣接地域の把手を含めて検討することにした。

No.45 菟田野町の犁柄即把手型については、岩宮レポートの「特例的に使われた事例」という評価が当たっていると考えられる。図9bに見るような本来の犁柄即把手型はおもに兵庫県で見られるもので、長体無床犁が使われていた地域で政府モデル長床犁の波を被ったために起こった混血型と考えられ、犁柄は高く伸びてそのまま把手となっていて把手高は110~120cm前後と高いのが特徴である。それに対してNo.45 菟田野町犁は写真から見れば70cm台ではないかと推測され、形状においても高さにおいても一般的な犁柄即把手型ではない。70cm台では手を上から添えて把手を握る「押さえ持ち」となり、左右棒把手か前後棒把手が対応する。写真で見てもT字形把手の握りが欠失した状態のようにも見られることからして、犁身即把手の近代短床犁が広く使われている状況下で、欠失した握りを再び取り付けの道を選ばず、犁柄上端をそのまま把手として使っていたとかいう、この1個体に限った対応ではなかったかと推定される。したがって把手の分布の考察からは外するのが妥当であろう。

なお入稿後、奈良県立民俗博物館で「奈良県の牛耕用具特別公開展」準備中の大宮守人氏から「No.45 菟田野町の犁柄即把手型は、いま確かめたところ、何かの事情で後に切り落とした痕跡が明確で、元はT字形把手と見られる物でした」とのメールをいただいた。叙上の分析は大筋で間違っていなかったようである。

2-4 岩宮氏によるまとめ

岩宮レポートは「おわりに」の項で、地域ごとの特徴をまとめた上で、要点を3点にまとめて次のように述べる。

そして、この地域的な形態差の中で、特に注目されるのが、以下の3点である。(a) 北西部の大和川以北におけるサキ・ヘラの固定方法、床裏の補強、床の厚さ、(b) 北東部の宇陀盆地・宇陀山地と中部の紀ノ川低地部における床側面の加工、(c) 中・南部の青野山地や北東部の宇陀山地における把手の形状である。

このうち(a)は〔図6〕で取り上げた先受け棧、先受け太柄と、〔図7〕で取り上げた追加犁床、床金であるが、先受け棧、先受け太柄はしゃもじ形犁頭を削り出すには材の幅が不足していたことのへ対応で、先受け棧、先受け太柄方式で用意された犁床材の幅は5寸~6寸、それに対してしゃもじ形犁頭で用意された犁床材の幅は7寸かそれ以上である。では北西部の大和川以北においては7寸材の入手が不可能だったかといえ、そんなことはあり得ない。たまたま最初の段階で幅が不足して先受け棧を付けると、更新に際してははじめから5寸~6寸材を用意して先受け棧を付けることになり地域の定型となるといった事情が反映しているのであろう。

床裏の補強とは〔図7〕で取り上げた追加犁床や床金であるが、追加犁床は浅耕をもたらす。では追加犁床をもたない地域の長床犁は深耕指向といえるかいうと、さほど事は単純ではない。浅耕指向か深耕指向かは犁先から見た牽引点の仰角と、犁先から見た重心の仰角に関係するの

で、追加犁床の付けない地域の犁はこれらの条件で十分浅耕指向だったこともあり得るわけであり、ただこの算出には犁先を原点とした牽引点の x 座標値、y 座標値および重心の x 座標値、y 座標値が必要となり、このデータを欠いた岩宮レポートでは比較はできない。

一般に北西部の大和川以北で追加犁床が見られるとなれば、これまではその地域の土壌条件と結びつけて説明しようとする傾向が見られたが、追加犁床は後から追加したという形態からして古代以来のものとは考えられず、近世後期以降近代に入ってから始まった新しい改良と考えられる。ところで土壌条件がこの時期に急に変わるわけではなく、おそらく古代以来地域の土壌条件は変わらないであろう。そうであれば新しい商品作物の栽培が始まったなど、社会的条件の変化との関連を探る方が現実的と思われる。そしてもう1点、奈良県の長床犁は轆柄交点の楔の打ち換えて牽引点を7~10 cm ほどの上下させることが可能で、追加犁床だけが方法なのではないことからすれば、追加犁床の採用は同じ職人のテリトリー内のある種の流行現象とも考えられる。

(b) の北東部の宇陀盆地・宇陀山地と中部の紀ノ川低地部における床側面の削り込みについては、成因はともかく削り込みが強調されてくるとそれは職人の好みや美意識に由来するデザインの問題でもあり、職人のテリトリー復原など細かな地域文化を語る資料である。なおこの点に踏み込む際には、岩宮レポートでは触れられていないが、犁轆の断面形状の比較も必要であろう。一般に在来長床犁の犁轆の断面は縦長の楕円であるが、上部に稜線をもたせた断面水滴型のものや、下面にも稜をもたせた断面レモン型も存在する。これらはミクロな地域研究の資料として有効であろう。ただ本稿の目的は古代東アジアの情勢のなかで日本の長床犁がどのように成立したかというマクロな歴史の痕跡を民具のなかに探ることにある。

(c) 中・南部の青野山地や北東部の宇陀山地における前後棒把手については、第5章で取り上げることにする。

3. 民具における定向進化

板床と縦板床 ここで〔図8〕に戻って板床の成因について考えてみよう。板床のように犁床の厚さを5 cm 以下の作ることの合理性はと問えば、ゼロである。犁床は薄く作ればそれだけ軽くなり、重心が高くなってマイナス効果である。また犁床は犁柱・犁柄を柄組みで繋いで四角枠の骨格構造を形成する重要な部材で、とくに犁床と犁柄で作るL字構造は犁の基本骨格であり、ここがぐらつくと犁は道具として成り立たない。その点で犁床と犁柄、また犁床と犁柱を柄組みするには犁床は厚いほどよく、この点でも板床は不利である。ではなぜ機能的にはメリットのない板床が生まれたのか。

板床は断面角材型の台床が、高さは低く幅は広くとより扁平な方向に進化したものと解せるが、これとは逆方向に縦長に進化した犁が兵庫県には広く見られる。図8cは兵庫県養父市八鹿町の長床犁で、犁床と追加犁床・床金が一体化して追加犁床付きが定型化したものと観察される。その一体化した犁床は床尻の木口で高さ12.3 cm、3.4 幅 cm、幅：高さ比が1：3.6という

極端な縦長で、これを「縦板床」と呼ぶことにする。この縦板床は西脇市、神戸市、淡路市にも見られて兵庫県域で広範囲に分布しており、ここまで広がれば土質に適応した結果との説明は成り立ち得ない。この縦板床も機能的に何かメリットがあるかといえば、摩擦抵抗は底面積には関係しないので抵抗減にはならず、幅を薄く作ることによって犁床重量が軽くなるのは重心を高めることになってデメリットである。また犁は灌水後の田で土塊を砕きまた漏水防止のための代田犁きにも使われるが、泥田での使用には床幅の広い方が沈まなくて都合がよい。

日本では脊梁山脈に降った雨はそれぞれの地域ごとに河川によって海に流れ込み、山間部には河岸段丘をつくり、平野の出口には扇状地、その先には三角州を作り、流路に沿って自然堤防と後背湿地を形成するため、どの県でも礫質土壌や砂地、粘土質土壌が分布していて、とくに奈良県や兵庫県が特殊で正反対の土質をもつということはあり得ない。したがって奈良県の板床、兵庫県の縦板床の存在は地形や土質への適応では説明ができないのである。ではその原因は何か。

長い時をかけて両極分化 図8aには7世紀の出土犁の犁床を掲げ、犁床長と犁床高、犁床幅を記入した。高さ幅とも最大値である。これで見ると7世紀犁は一般に小振りで、民具の長床犁はそれ以降に大型化したことになる。さて犁床の高さや幅を見ると、高さは5.4~6 cm、幅は10~13 cmで穏当な数値であり、極端な高さや幅は見られない。高さ/幅比で見ると、梶原遺跡犁は0.60、西河原森ノ内遺跡犁は0.42、下川津遺跡犁は0.54、安坂・城の堀遺跡犁は0.56で、0.42~0.60の範囲で極端な扁平や縦長は見られない。このことからすれば、高さ：幅比が1：4.2の奈良県の板床や逆に高さが幅の3.6倍の兵庫県の縦板床は、7世紀以降に両極分化が進み、一旦その方向が決まるとブレーキが効かなくなった車のように特化が進んだ結果の姿と考えられる。同じことは犁床側面の削り込みでも言える。図8bには顕著な削り込みがみられるが、図8cは削り込みのない寸胴型である。7世紀の下川津遺跡出土犁にはすでにかすかな削り込みが見られるが、図8bの榛原町諸木野犁は、その削り込みが極端化したものといえよう。

民具における「定向進化」 さて生物の進化では現在の学界では否定的だが「定向進化」説がある。ウマは小型で4本指の祖型から進化のスタートを切ったのが、現生ウマでは体は大型化して足は中指だけが残って蹄となっており、この進化には一定の方向性があるように見えることから、生物の進化では一旦方向が決まるとブレーキが効かなくなることが起こるという定向進化が唱えられ、マンモスの必要以上に曲がった牙やオオツノシカの巨大な角もこの現象だと説明してきた。この説の当否はともかく、民具の場合にも奈良県の板床、兵庫県の縦板床や犁床側面の削り込みの極端化などは、一旦方向が決まるとブレーキが効かずに極端な形となったように見える。そこでこうした現象を「民具における定向進化」と名づけてその成因を探ってみよう。

本稿は比喩的な意味で「民具には遺伝子がある」という認識に立っているが、生物の遺伝子はいわば機械的にはたらいで形質が継承されるのに対して、民具の場合は遺伝子の役割を果たすのは「犁はこんなもの」という認識であり、先入観であり、固定観念である。これがあるために犁が壊れた時にも、当然のように同じ形で更新を繰り返す結果、あたかも遺伝子がはたらいでいる

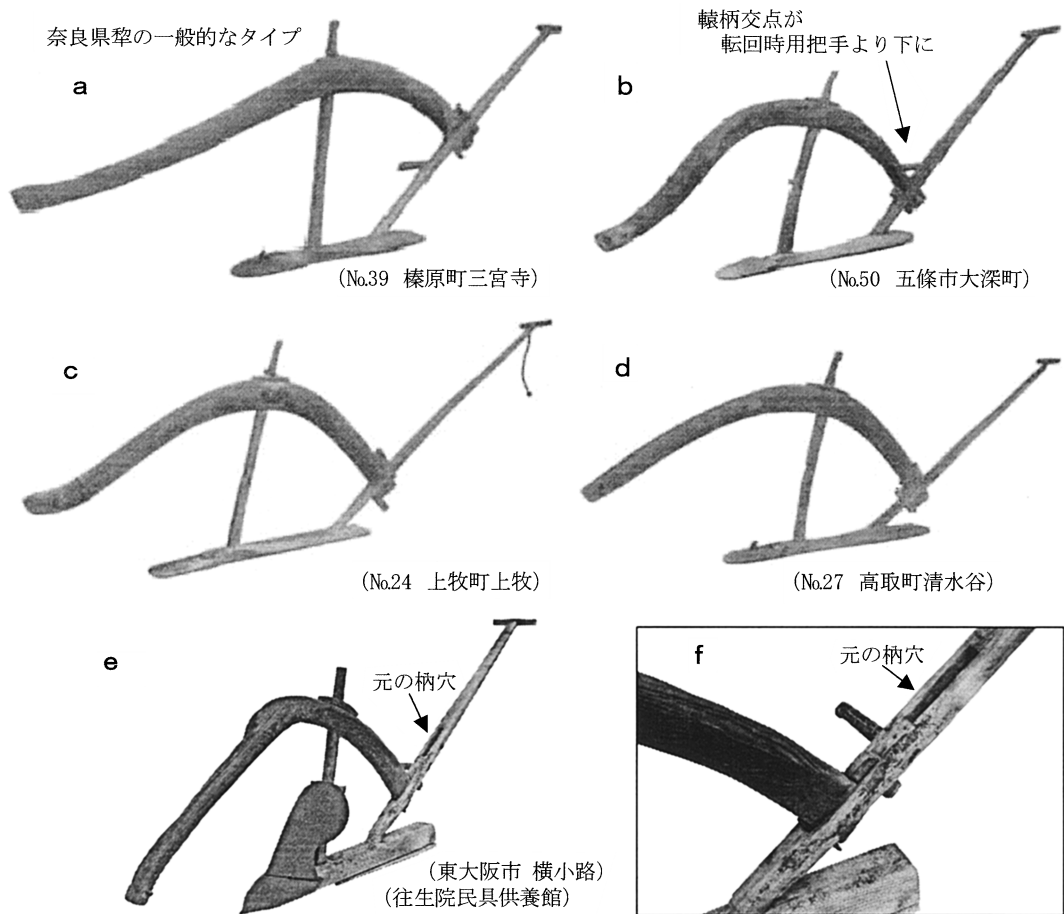


図 11 曲がりすぎた犁轆

かのように形質が継承されていく。この際に生物の遺伝子と異なるのは、先入観や固定観念という人の認識が介在することである。スタート時点で少し扁平な犁床があったと仮定しよう。それを見た人は「犁床は平たい物」という言葉化された観念で記憶に登録する。そして犁が壊れて更新するに当たっては記憶を解凍して平たい犁床に見合った材を探してきて加工し仕上げる。すると以前よりは少し扁平な犁床が出来上がる。その犁床は以前にもまして「犁床は平たい物」という印象を強く与え、人々はそれに見合った材を探して加工する結果、さらに扁平な犁床が出来上がる。犁の木部の耐用年数を仮に20年とすると、7世紀から20世紀まで、1300年間に65回更新することになり、耐用年数を15年と見積もれば、更新は87回に及ぶ。この更新の機会に扁平化が徐々に進み、ある程度扁平になれば見た目の印象は強まって扁平化はさらに加速するであろう。こうして奈良県の板床は扁平化の道をたどり、少し高めの犁床でスタートすれば兵庫県の縦板床のように定向進化が進むという説明である。

諸木野犁に見られた犁床側面の削り込みについても同じことがいえる。目で見た印象はあいまいで時間の経過とともにぼやけるが、「犁床側面は削り込むもの」という言葉で登録された記憶は残り、記憶をもとにイメージを再現すると削り込みが強調されることになる。その更新を繰り返すうち極端化が進み、犁体が農家の自作から職人製作の段階に移り職人のデザイン感覚や美意識が加わると削り込みはさらに強調される。生物の遺伝子の自然発現ではなく、言葉化された記憶を媒介とする民具の「遺伝子」発現だからこそ定向進化が進むと考えられるのである。

曲轆長床犁の犁轆の曲がりすぎもこの原理で説明できる。在来犁では犁床の他にも機能的にはメリットとも思われぬ極端な形態が見られる。〔図 11〕は在来犁の犁轆の曲り具合を比較したものである。a の No. 39 榛原町三宮寺の犁は一般的な曲り方なのに対して、b の No. 50 の五條市大深町の犁は犁轆の曲りがきつく、通常では a の榛原町のように犁轆・犁柄は転回時用手の上で交差するのだが、この大深町犁では轆柄交点が転回時用手より下になっており、いわば犁轆が曲がりすぎたのである。c の No. 24 上牧町、d の No. 27 高取町犁が轆柄交点が転回時用手より下であり、奈良県立民俗博物館収集犁 60 台中の 3 台、出現率は 5% である。

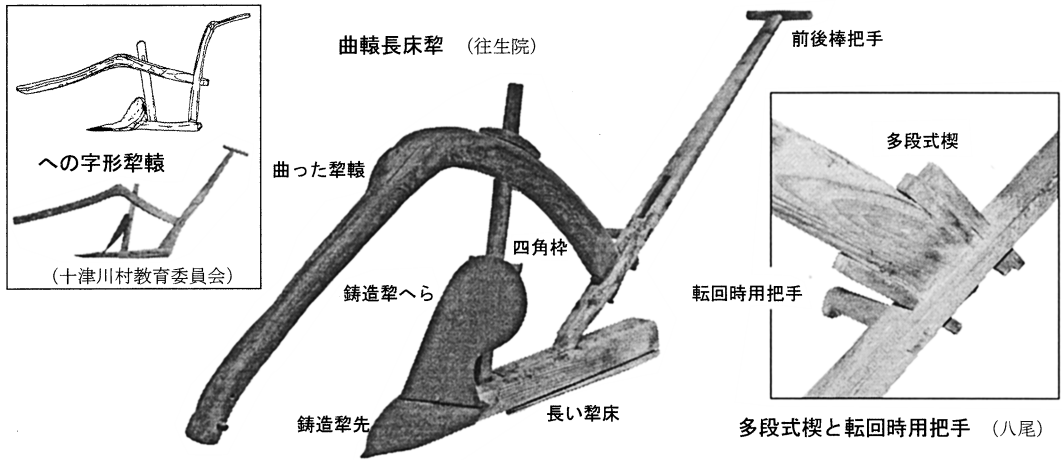
e の東大阪市横小路の長床犁でも轆柄交点は転回時用手の下にきている。この東大阪市犁では転回時用手の上にも過去の柄穴が確認できる。つまり犁轆が一度付け替えられているわけだが、太い犁轆が折損することは通常は考えられない。そこで推測されるのは、犁轆にいい曲がった木はないかと心がけているうち、もっといい木が見つかったということで、緩やかな曲りの犁轆でも使えるにもかかわらず取り替えてしまったというケースである。この推測が当たっているなら、東大阪犁は「民具における定向進化」説の検証材料となろう。

なお本稿が前提としている「民具は一旦形が決まれば更新を繰り返しても形はそのまま継承される」というのは「曲轆長床犁」「短体無床犁」といったような大きな骨格構造の話であって、生物の遺伝子のような機械的発現でない以上は更新時の無意識な小変化は当然起こりうるものであり、「民具における定向進化」説は先の大前提と矛盾するものではない。

4. 畿内向けモデル犁の復原

4-1 畿内向けモデル犁の特徴

〔図 12〕は大阪平野の在来犁をもとにして政府モデル犁の要素を並べたものである。一般に博物館・資料館に収集された在来犁は犁先・犁へらを欠くものが多く、犁先・犁へらは鋳造品で落とすと割れるので、使用後は外した状態で納屋で別々に保管されていたからではないかと推定されるが、ただ奈良県は大阪府に比べても残存率は低いようで、奈良県立民俗博物館収集の在来長床犁 60 点のうち犁先・犁へら揃ったものは No. 48 宇陀郡曾爾村山柏の犁 (図 14 a) と No. 54 吉野郡黒滝村 (図 14 b) の 2 点にすぎず残存率は 3%、犁へらのみ括りつけられた No. 33 磯城郡三宅町犁 (図 14 c) を加えても 5% にとどまる。しかもこの 3 点は犁へらを細縄で犁柱に括りつける紐留め方式であって、奈良県犁の 9 割方を占めたと想定される爪止め方式の装着例は残されていない



(往生院：往生院民具供養館、八尾：八尾市立歴史民俗資料館)

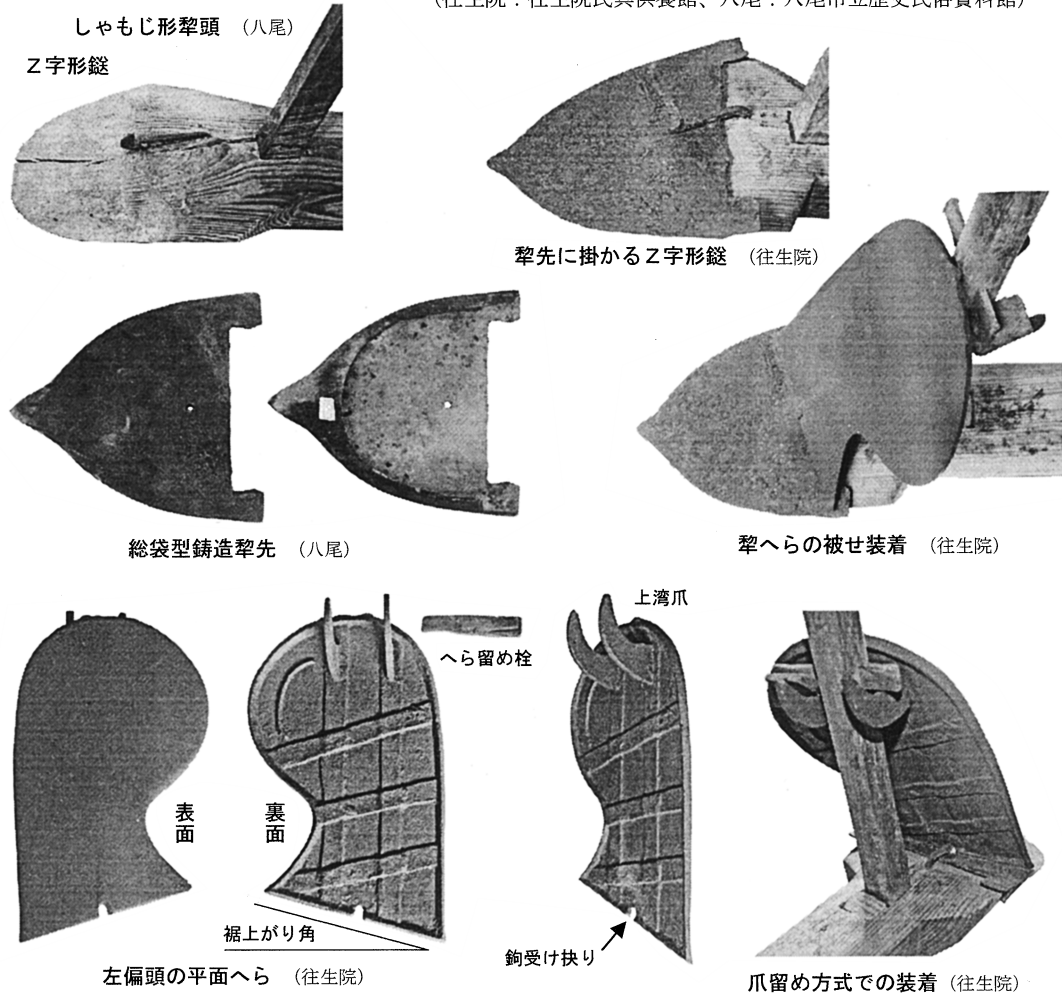


図12 畿内向け政府モデル犁の特徴

い。そこで爪止め方式の装着例がそれなりに見られる大阪平野から例をとった。

大阪平野の犁分布はいずれ別稿で詳しく紹介するが、淀川北岸と淀川下流域、それに大阪平野の真ん中の旧河内湖周辺は直轄長床犁地帯で、大阪平野南部の段丘・丘陵地帯と生駒山麓沿いに北部は枚方までが奈良県と共通する曲轄長床犁である。写真に採用したのはその生駒山麓の東大阪市と八尾市で使われてきた奈良県と共通する曲轄長床犁で、全体図と部分図に掲げたのは東大阪市の往生院民具供養館に収集された東大阪市横小路の犁で、部分図に使ったのは八尾市立歴史民俗資料館収集の八尾市南本町、八尾市の平野部で長瀬川の自然堤防上の集落の犁である。

全体写真から見ていくと犁轄は下方に曲がった曲轄で、この先に紹介したように横小路の犁は曲がりすぎの部類であり、7世紀の政府モデル犁では約500台と想定されるモデル犁の大量生産状況を考慮すれば、とくに曲がった幹や枝を探さなくても枝分かれ材の幹をはつって得られる「への字形犁轄」であったと想定される。枠内に示した兵庫県梶原遺跡犁出土犁をベースにした七道諸国向けモデル犁の復原図や十津川村の犁がその例にあたる。

犁轄と犁柄の交点には耕深調節用の「多段式楔」がセットされ、この楔の位置を上下打ち変えることによって犁轄先端の引綱掛けの位置を上下させ、下げると浅耕、上げると深耕指向となる。通例この多段式楔より下の右側面に「転回時用把手」が付き、田の端に来て方向転換する際に右手でこの把手を握って犁体を抜き上げる。全体写真で示した往生院収集の犁では転回時用把手が多段式楔より上にあるが、これは犁轄が曲がりすぎて轄柄交点が下がりすぎたためであって、一般には転回時用把手は多段式楔より下であり、畿内向けモデル犁もそうであったと推定される。犁柄先端の把手は左右に横棒が伸びる「左右棒把手」であり、形状からは「T字形把手」と呼ぶ方がイメージしやすいであろう。

犁先は鋳造品で三角形の斜辺が膨れた中膨れ三角形で、両端に短い耳がつくのが通例である。裏面を返せば全幅が犁頭受けの袋となった「総袋型の犁先」で、この犁先を装着するために犁床先端の犁頭部分をしゃもじ形に広く削り出したのが「しゃもじ形犁頭」である。このしゃもじ形犁頭の上面には「Z字形鏝」が打ち込まれる。このZ字形鏝は先端の鉤で犁へら下端の「鉤受け抉り」を引っ掛けて犁へらの前方への滑り出しを防ぐもので、これは犁先の上に犁へらを被せて装着する「犁へらの被せ装着」のために生み出されたものである。Z字形鏝は奈良県でも大阪府でも多数派を占めるので畿内向けモデル犁からの継承と考えられる。

犁へらは左に反転した土塊をフォローするよう頭部が左に偏った「左偏頭型の平面へら」で、装着したときに犁へらの面が自然に左斜めに向くように、犁へらの下端は左裾の上上がった「裾上がり角」をもつ。犁へら裏面の上端には2枚の「上湾爪」が鋳出されており、2枚の爪で犁柱を挟み、犁柱の栓穴に「へら留め栓」を打ち込めば簡単に装着できる。この上湾爪を使った「爪留め方式」は次項で見ると朝鮮犁・中国犁のへら留め方式をミックスしていいとこ取りした折衷型で、畿内向けモデル犁の製作に当たった実務官僚の苦心の作と想定される。

民具の鋳造犁へらの裏面には写真で見るとように補強用の三角縁と平面をカバーする「補強棧」

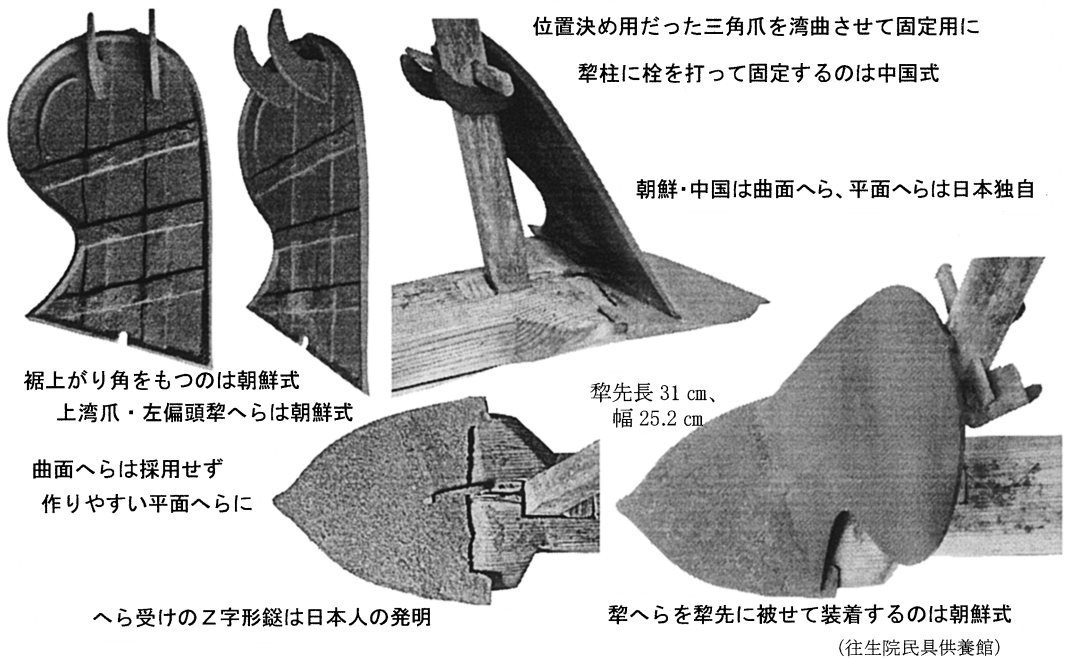
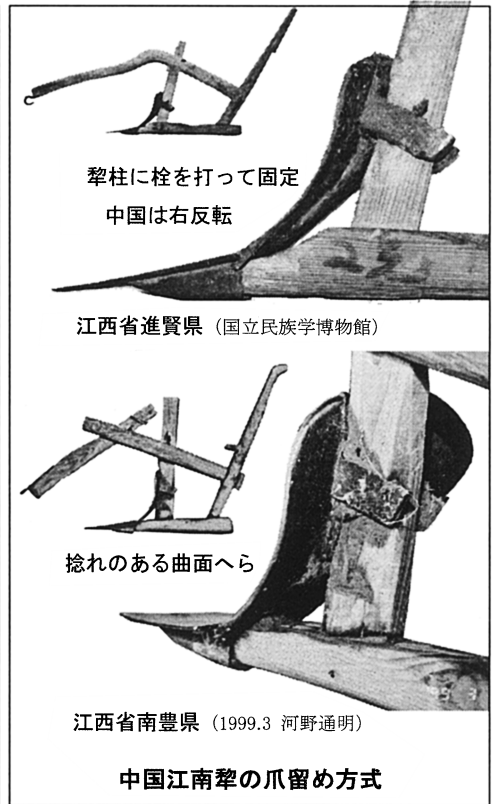
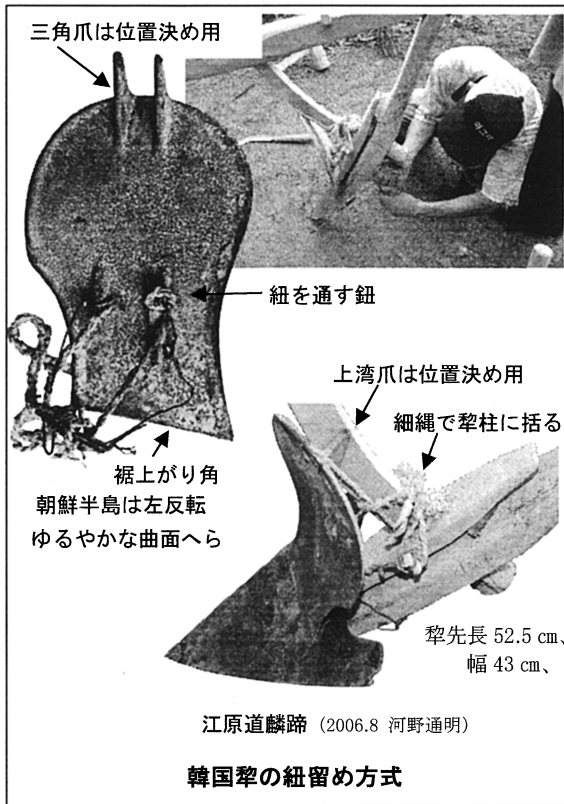


図 13 畿内モデル犁は朝・中折衷型

が鋳出されているが、この棧の描く模様は鋳物師ごとに異なっており、そのパターンから鋳造鋳物師を特定する手掛かりにもなっている。このように鋳出し模様には奈良・大阪に広範に共通する模様が見られず、鋳物師ごとに変化することからすれば、当初の畿内向けモデル犁の犁へらは鋳出し模様のない平面へらであったと推定される。ただ三角縁は広い範囲で共通するので、当初から伴っていた可能性が高い。

4-2 政府モデル犁の犁へらは朝・中折衷型

〔図 12〕で見たように、畿内向けモデル犁の犁へらは上湾爪をもった左偏頭の平面へらであり、犁柱にへら留め栓を打って固定する爪留め方式であった。この方式のルーツはどこか。〔図 13〕に沿って、この点の解明を進めよう。

上部の左枠には韓国の犁の「紐留め方式」を掲げた。円頭へらの裏面には、上部に位置決め用の三角爪が2枚鋳出されており、中ほどのやや下寄りに2個の鈕が鋳出されていて、ここに細縄を通して犁柱に括りつける。韓国の鋳造犁先は大きいものが多く、写真の犁先も長さ52.5cm、幅43cmで、このような大きな犁先では犁先が終わった地点から犁へらを立ち上げると後方になりすぎるので、犁先の上に犁へらを被せて装着する。この「被せ装着」をするには紐留め方式が有効である。この方式なら犁へら上面に引っ掛かりがなくても犁へらは前に滑り出さずに固定できるからである。犁へらの下端は、装着時に犁へらが自然に左へ向くように裏面から見て左の裾を上げている。この上がり具合を「裾上がり角」と呼んでおこう。

右枠には中国長江流域、江南地方の「爪留め方式」を掲げた。中国犁は右反転の曲面へらを使う。犁へらの下端は正面を向いているが、上にいくにしたがって右に捻れて右反転となる。犁へらの後面には2枚の短冊爪が鋳出されていて、これで犁柱を挟み、その上位置で犁柱に栓を打って固定する。犁へらの下端は犁先の後端に当てるので、木部犁頭との段差に引っかかって前に滑り出すことはない。単純明快な固定法である。

図の下部には畿内向けモデル犁の代表として〔図 12〕でも使った東大阪市の往生院民具供養館の犁を掲げた。一見して朝鮮犁と中国犁のそれぞれの長所をいいとこ取りした折衷型で、政府モデル犁の開発を任されたプロジェクトチームの下級役人・技術者たちが、地元で使い慣れてきた朝鮮系の犁へら付き犁チェンギと、遣唐使の持ち帰った唐代長床犁を見比べながら、試作を重ねて作りあげてきた様子がうかがえる。では部品ごとに検討していこう。

犁へらの形は朝鮮系を承けた円頭の平面へらで、枠内の韓国犁へらに比べて左偏頭の強調が目立つが、韓国犁へらには左偏頭の強いものもあり、日本はそれを継承したと考えられる。犁へらの下端の裾上がり角も朝鮮犁から継承している。中国犁は右反転だがそれは採用せず、すでに日本で使われていて担当役人も使い慣れていた左反転を継承したのと考えられる。朝鮮犁の位置決め三角爪を上湾爪に改良し、これに犁柱に栓を打って留める中国の爪留め方式を採用した。爪を上湾させたことによって犁へらは外れる恐れはなくなって確実に固定できるようになった。

犁へらは犁先の上に被せて装着しており、これは朝鮮系犁から継承したものである。朝鮮系犁の犁先は一般に大きく、上枠内の江原道犁は長さ 52.5 cm、幅 43 cm なのに対して、下段の往生院犁の犁先は長さ 31 cm、幅 25.2 cm で江原道犁のはほぼ 6 割、それでも関西では大きい部類である。小さな犁先で犁へらの被せ装着をすれば、犁先で大地から切り離された土塊はいきなり犁へらの急角度の壁にぶつかることになり、牽引抵抗は大きくなってかえって不利である。にもかかわらずなぜ犁へらの被せ装着にこだわったのか。犁へら付きのチェンギを使っていた渡来人たちは、鉄不足の日本では小さな犁先で我慢しなければならなくなった。ところが「犁へらは犁先に被せて装着するもの」という固定観念があって、小さな犁先でもむりやり被せ装着を実行した。仲良くなった周りの日本人がチェンギを採り入れる際には元々こうするものだと思い込んで、そのまま継承した。それに慣れた担当役人たちが政府モデル犁を作ったのでモデル犁にもそのまま継承された。ところが爪留め方式を採用し紐留め方式を放棄したことによって、犁へらの下端が前に滑り出る恐れが生じたが、それを防ぐのが「Z字形銚」で、先端の鉤を犁へらの「鉤受け挟り」に引っ掛けることによって犁へらの滑り出しの恐れはなくなった。ここからして Z 字形銚は日本での政府モデル犁担当役人の発明と考えられる。

4-3 チェンギの痕跡の検出

前節では「すでに日本で使われていて担当役人も使い慣れていた左反転を継承したものと考えられる」として彼らがチェンギを使っていたことを前提にしているが、推定にとどまっている。ところが奈良県立民俗博物館には 1980 年代を中心に犁や首木調査に何度も訪れた際に撮った写真のなかから、確実なチェンギの痕跡が見つかったので紹介することにしたい。

紐穴爪をもつ犁へら 先にも述べたように奈良県立民俗博物館の在来長床犁 60 点のうち犁先・犁へら揃ったものは 2 点にすぎず、それを〔図 14〕に掲げた。a の No. 48 宇陀郡曾爾村山粕の犁と、b の No. 54 吉野郡黒滝村カがそれで、他に c の No. 33 磯城郡三宅町の犁が頭部の欠損した犁へらを装着しており、収集地不明の単体犁へらは図 d と e の 2 点が写真のなかにあった。

さてこれらはすべて紐留め方式であり、紐留め方式は f に見るように朝鮮系である。

個別に見ていくと、a の曾爾村の犁は犁へら裏面に鋳出された 2 枚の「紐穴爪」の穴に細縄を通して犁柱に括りつけており、紐留め方式である。b の黒滝村の犁の犁へらは、裏面の縁取りと等間隔に打たれた鋳が見えることからすれば鋳造品ではなく鍛冶屋の鍛造品であり、突起の穴は小さくて細縄は通らず、犁柱に釘留めすることを予想して作られたようである。これは注文を受けた鍛冶屋が a のような鋳造犁へらの代用品として鍛造で作ったものようで、紐穴爪つき犁へらの派生型と位置づけできる。c 磯城郡三宅町の犁へらは頭部が欠損しているが紐穴爪つき犁へらであり、紐穴爪の片方に電気のコードを通して犁柱に括りつけていて紐留め方式である。d と e の犁へらは別個体であるが、いずれも紐穴爪が鋳出されていて、紐留め方式がおこなわれていたことを物語っている。

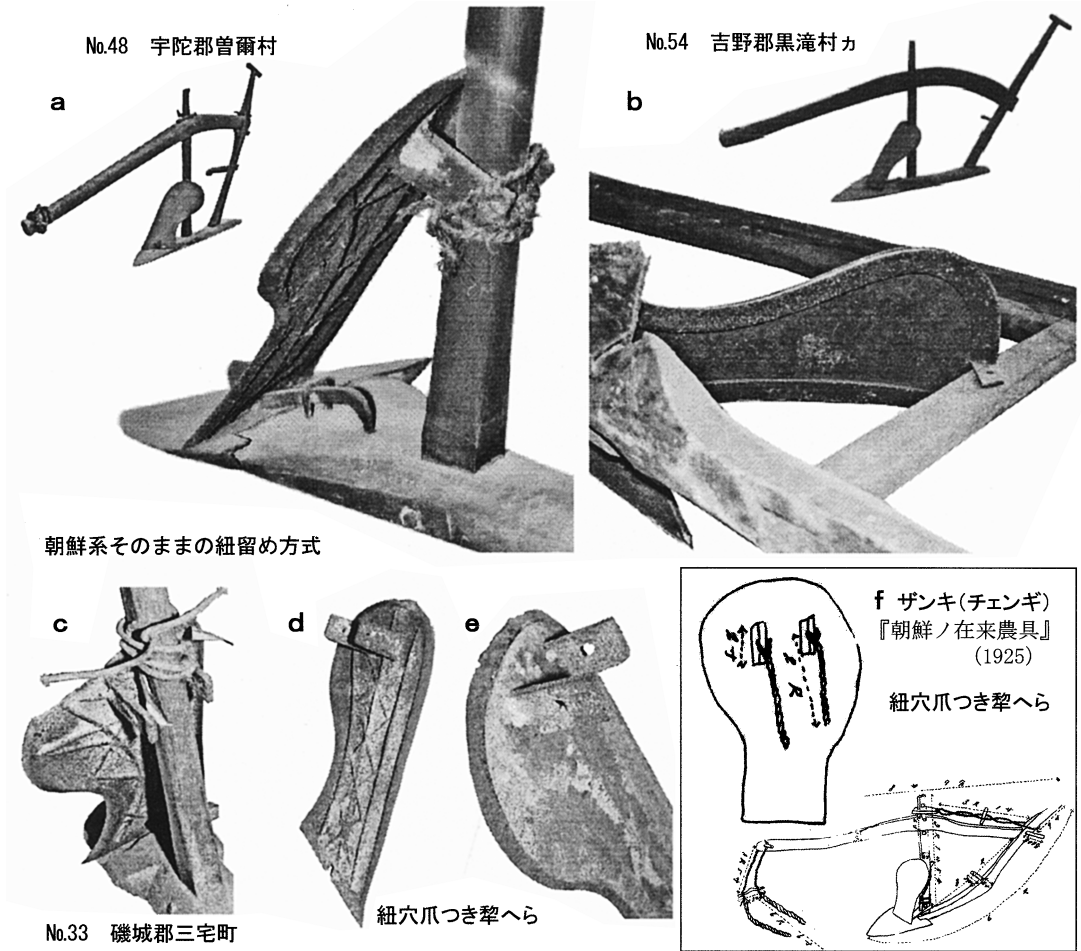


図 14 奈良県犁に残る紐留め方式

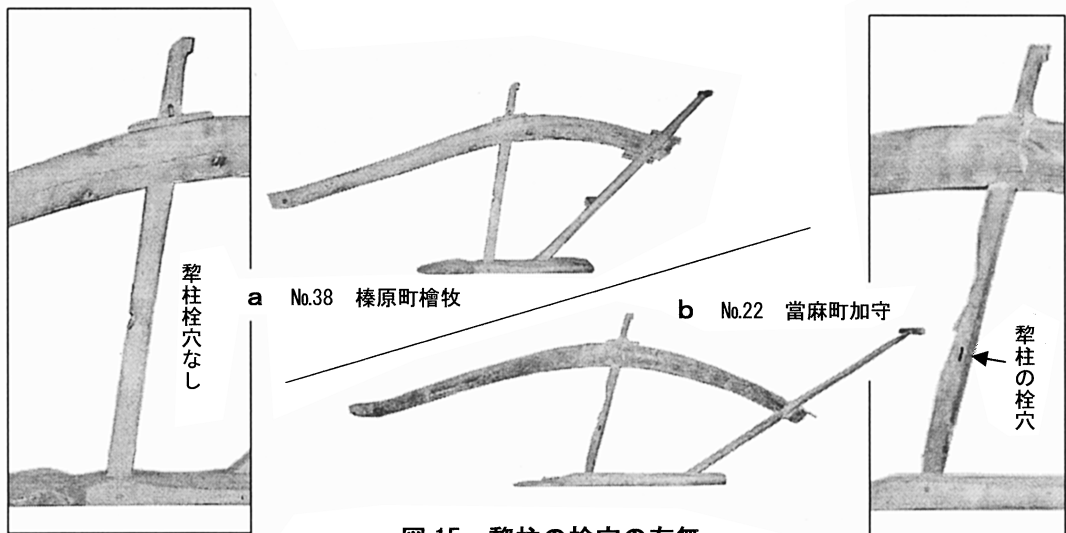


図 15 犁柱の栓穴の有無

犁柱栓穴の有無 岩宮レポートでは考察から外されているが、犁への痕跡として注目されるのが犁柱の栓穴である。〔図 15〕に沿って見ていこう。

爪留め方式を採用すれば、犁柱には栓穴が残る。大阪平野では長床犁は 100% 犁柱栓穴をもつとっていい状況であるが、奈良県はどうか。岩宮レポートが掲載した 60 台の在来犁の写真の原データは、サイズが小さくて拡大するとぼやけるばかりで確実な判別は難しいが、在来犁を見慣れた目でみれば 9 割方は犁柱栓穴があるようで、栓穴なしはごく少数派のようである。過去の調査写真から探すと、図 15 b の當麻町加守の犁は犁柱栓穴をもつ一般的なタイプなのに対して、a の榛原町檜牧の犁は栓穴なしタイプである。犁柱栓穴のないのは紐留め方式を念頭に置いていたわけで、紐穴爪つき犁へらを装着した図 14 a の曾爾村犁も b の黒滝村犁も犁柱栓穴はない。このことからすれば、犁柱栓穴のない No. 38 の榛原町檜牧犁にも紐穴爪つき犁へらが使われていたのは確実である。写真が不十分で確実には言えないが、No. 37 に登録された榛原町諸木野の犁も栓穴のないタイプのものである。檜牧と諸木野は同じ榛原町で、檜牧は内牧川の下流、諸木野は分水嶺に近い上流である。同じ流域なので諸木野も栓穴なしの可能性が高い。以上の検討から犁へらそのものは装着されていないが、犁柱の痕跡からすれば、紐穴爪の紐留め方式は榛原町でも広くおこなわれていたようだ。

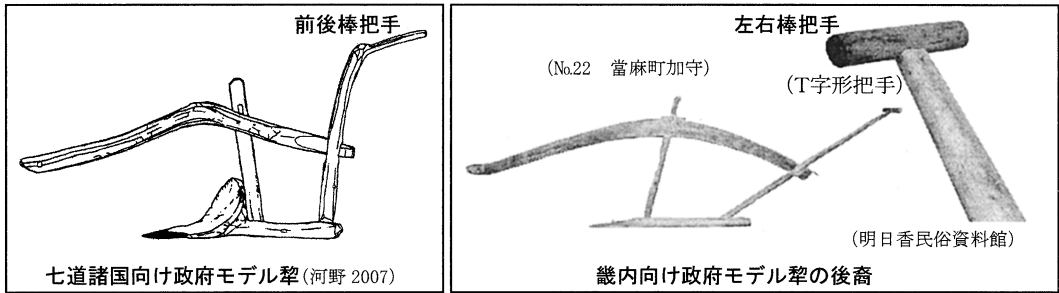
なお図 14 c の三宅町犁の犁柱には栓穴が見えており、この犁本体はもともと爪留め方式用に作られたものと考えられるので、三宅町域では爪留め方式が広くおこなわれているなかで紐留め方式が混在している状況だったと考えられる。

チェンギの痕跡 図 14 f は朝鮮総督府勸業模範場編の『朝鮮ノ在来農具』(1925) に載せられた「ザンキ」(チェンギ) の図で、2 枚の紐穴爪をもった紐留め方式であり、奈良県の紐留め方式とまったく同じである。ということは、磯城郡三宅町、宇陀郡曾爾村、吉野郡黒滝村、それに榛原町を含む地域では、畿内向けモデル犁の配付に先立って、紐穴爪つきの犁へらを付けたチェンギが永く使われていて、人々がその方式に慣れていた状況が考えられる。持ち込んだのは渡来人であるが、日頃の付き合い、また政権の下級役人としての職場の対合いを通して周辺の日本人集落にも広がり、地域の定型農具となっている状況である。これで政府モデル犁の作成に先立って奈良盆地では朝鮮半島の犁へら付き犁であるチェンギが使われていたことが証明されたことになる。

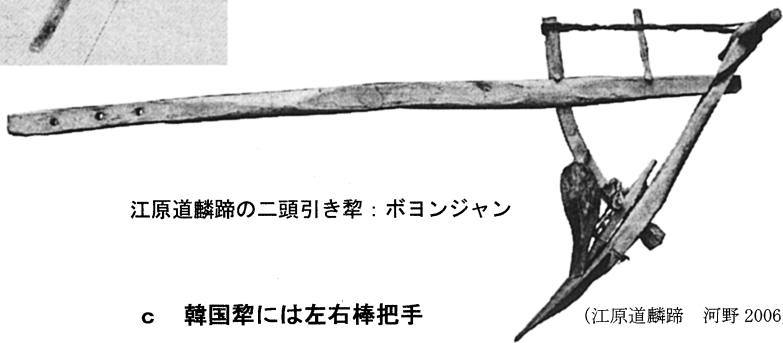
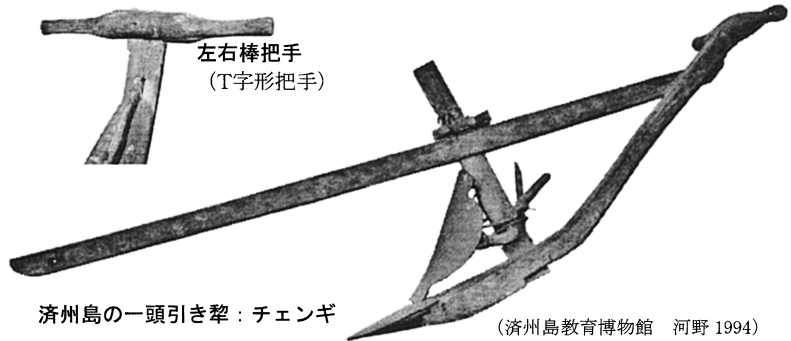
この紐穴爪つき犁へらは、図 15 a や d で見ても下端に鉤受け抉りをもって Z 字形鏝で装着しており、その点で『朝鮮半島ノ在来農具』のザンキの犁へらそのものではなく、畿内向けモデル犁の成立を経てなお継承されてきたものである。紐留め方式の慣れた人々からすれば、畿内向けモデル犁の爪留め方式は少々頼りなくて外れないか心配な側面も感じられたのであろう。古代の人々は氏族集団で暮らしている。氏族ぐるみで紐留め方式へのこだわりが残るなら、ある数が確保されるので鋳物工房でも木型を製作して鋳造する対応がとれる。紐穴爪つき犁へらの残存は、畿内向けモデル犁の配付時の受容する側の戸惑いの痕跡と考えられよう。



a 中国江南犁は前後棒把手



b 七道向けは前後棒把手、畿内向けは左右棒把手



左右棒把手 (T字形把手)

図 16 左右棒把手 (T字形把手) は朝鮮系

4-4 T字形把手は朝鮮系

つぎに畿内向けモデル犁の左右棒把手, いかえればT字形把手の起源について〔図16〕に沿って検討しておきたい。

河野「遣唐使将来唐代犁の復原と導入時期の特定」(2007)で論証したように, 唐代の長床犁を持ち帰ったのは第4次遣唐使であり, 江南地方の長床犁を持ち帰っていた。その江南地方の江西省と浙江省の犁を図16aに掲げたが, 別材柄組みの前後棒把手あるいは枝分かれ材を使った一木造りの逆L字形系把手も使われていて, 大きな括りでは前後棒把手である。図16bの左図は, 7世紀の兵庫県梶原遺跡出土犁をベースにした七道諸国向け政府モデル犁の復原図であるが, 枝分かれ材を使った一木造りの逆L字形系把手で, 前後棒把手である。中大兄政権は七道諸国向けには唐代犁を継承して前後棒把手の政府モデル犁を流していたのであり, この推定の正しさは九州から関東までの在来長床犁の把手は見事に前後棒把手が主流となっていることによつて検証できている。

ところが奈良県在来長床犁の大部分は図16bの右に掲げたような左右棒のT字形把手で岩宮レポートでは88%を占め, 大阪平野でも曲轅長床犁ではT字形把手が9割以上を占めることから, 畿内向けモデル犁の把手は左右棒のT字形把手であったと推定される。先に犁への形態や装着法で見たように, 畿内向け政府モデル犁はそれまで使われていた朝鮮系犁と唐代長床犁の折衷型であった。そして中国犁が前後棒把手であったことからすれば, T字形把手は朝鮮系犁から継承したことになる。この想定は妥当なのかどうか。

図16cは, 朝鮮系犁の左右棒把手の例を集めたものである。図16cの上図は濟州島の犁へら付きの一頭引き犁で, 新納豊(1998)の分類ではチェンギにあたる。この犁には脇を固めて体の幅で握れる50cmほどの堅牢なT字形把手が付いており, 濟州大学校の高光敏氏によれば, 火山島の濟州島では溶岩質の田畑を耕すので石に躓いて犁が急に止まることもあり, その時に腹を打たないようにT字形把手を両手で下から握ってしっかり保持するのだという。下図は先に犁への紐留め方式を見た江原道の犁へら付き二頭引き犁で新納分類ではポヨンジャンにあたるが, これにも大きく堅牢なT字形把手が付いている。ただ日本には二頭引き犁は伝わった形跡はなく一頭引き犁であり, この江原道犁と日本在来犁との直接の関係は考えられないと考えられる。ただしここに付けられた紐留め方式の犁へらは一頭引きのチェンギにも広く使われていたと考えられ, それが渡来人によって日本に持ち込まれたのであろう。

このように韓国の犁に左右棒のT字形把手が見られることからすれば, 奈良県犁のT字形把手は中国系ではなく朝鮮犁から継承したことは確かであるが, 日本犁のT字形把手は図14bでみるようにずいぶんと小振りで, 長さは20cm前後である。長床犁は重心位置が低くかつ後方にあるので安定性は抜群であり, 走行中に犁体が前のめりに起きることはなく軽く手を添えていればいい。このT字形把手は左手で上から握って左反転の効率を上げるために犁体を斜め左に倒しながら走行し, 右手で手綱を握って牛をコントロールする。ここでは朝鮮犁のような大きな

T字形把手は不要なのである。

もう一度確認しておくとして、奈良県犁いいかえれば畿内向けモデル犁のT字形把手は中国系ではなく朝鮮犁から継承したことは確かであるが、把手の小型化については、奈良盆地に持ち込まれたチェンギのなかに小型のT字形把手が存在したのか、あるいはプロジェクトチームの中で小振りのT字形把手に改良したのか、この辺りは証拠不十分で現時点では詰め切れず、将来の課題としておきたい。

5. 畿内向けモデル犁との偏差の大小

5-1 高市郡（今来郡）は丸ごとモデル犁

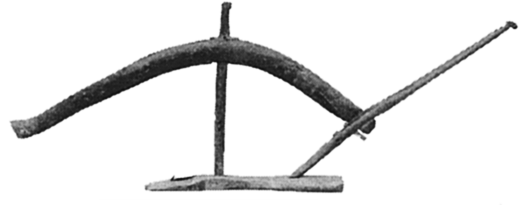
奈良県では明日香村・高取町・橿原市をふくむ高市郡は、772年の坂上菟田麻呂の奏言に「およそ高市郡は檜前忌寸および十七県の人夫、地に満ちて居す。他姓の者は十にして一二なり」⁶⁾と見えるように多少の誇張はあろうが渡来人の集住地であり、高市郡南部は今来才伎を集めて今来郡が置かれたという奈良県随一の渡来人密集地である。そこで高市郡域の在来犁はどうなっているのか、朝鮮系の痕跡は残っていないかについて検討することにしたい。

〔図17〕には明日香民俗資料館の犁と、奈良県立民俗博物館の収集犁のうち高市郡域の犁が3点あったので、合わせて4点を掲げた。写真を見ればこの4台はいずれも奈良県の一般的な曲轆長床犁であり、犁へらは欠くものの犁柱栓穴の存在から上湾爪をもった左偏頭の平面へらであり、爪留め方式であり、犁へらの下端はZ字形鏝で固定していたこと、しゃもじ形犁頭で総袋型犁先に対応していること、把手は左右棒のT字形把手で、轆柄交点には耕深調節の多段式楔をもつなど、これらの要素は畿内向けモデル犁そのままである。つまり奈良県随一の渡来人集住地には朝鮮系無床犁の痕跡はなく、畿内向けモデル犁がそのまま使われてきたのである。まずこの事実を確認しておこう。ではそうなった理由は何か。

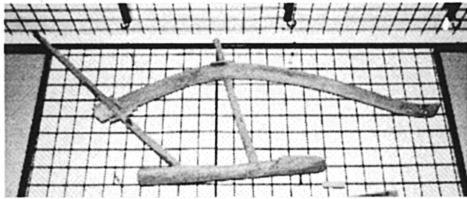
高市郡の渡来人は「今来」（新来）の「才伎」（技能者）として迎えられた人々であり、渡来当初から政権の末端に組み込まれた人々である。同じく渡来人といっても自己都合で難民的に渡来した場合は地域社会では新来の外国人でありマイノリティーの辛酸をなめる日々となろうが、高市郡の人々は下級とはいえ役人であり渡来人のなかではエリートであって、政権に参加していることに誇りをもっていたであろう。ところで中大兄政権の進めた長床犁導入・普及政策は、中大兄皇子や中臣鎌足が関わるのは遣唐使を通して中国の農具を導入し普及させようという大枠のプランであって、具体的にどんな形の政府モデル犁を作るかは、プロジェクトチームに組み込まれた下級役人であり実務官僚に任されていたと推定される。このチームには鋳物関係の技術者も技術担当として囃んでいたと推定され、ここに今来才伎は参加したであろう。人は任されると本気になる。政府モデル犁の犁へらは〔図13〕で確認したように朝鮮系犁、中国犁のいいところ取りをした工夫の産物であり、折衷型であった。つまり高市郡の渡来人にとっては、長床犁導入・普及政策は自分たちの政府の政策であり、畿内向けモデル犁は自分たちも開発に参加した工夫の産物



No.48 橿原市田中町



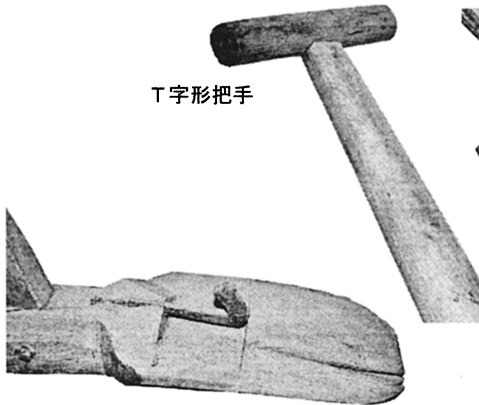
No.28 明日香村小山



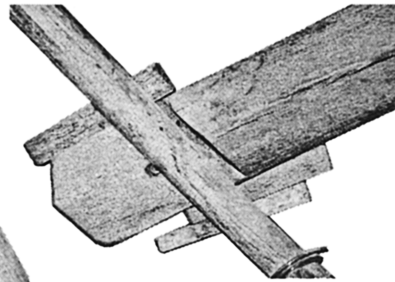
明日香民俗資料館 (1982)



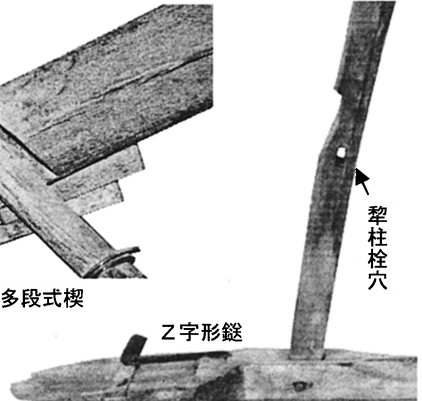
No.27 高取町清水谷



しゃもじ形犁頭とZ字形鋺



耕深調節の多段式楔



Z字形鋺

犁柱栓穴

(No.27 高取町清水谷)

(明日香民俗資料館 2002)

図 17 渡来人の里「今来郡」の在来犁

であって、それを普及させることこそが自分たちの役割と意識したであろう。この意識があれば、先祖代々使い慣れてきた朝鮮系の三角杵無床犁とはきっぱり縁を切ることができる。高市郡域の在来犁が混血型ではなく政府モデル犁そのものであるという事実からは、上述のような歴史事情が復原できよう。

5-2 政府モデル犁からの偏差は政権との親疎の指標

渡来人の集住地高市郡の在来犁が政府モデル犁そのままとなったことの原因が、その住民自体が政権の構成員であり、長床犁導入・普及政策は自ら参加した政策であり、彼らは政策の受容者であると同時に施行者でもあったからだとする結論は、奈良県の十津川村を除いた以北がなべて政府モデル犁地帯であり、混血型を含まないという事実の説明にも援用できるであろう。

まず7世紀の政権は畿内の有力氏族の連合の上に成り立っており、官人たちはその氏族員であ

る。8世紀の養老令(718)の假寧令^{けによりょう}には在京官司の官人たちには旧暦5月と8月に各15日の「田假^{でんげ}」と呼ぶ休暇が与えられていた。⁽⁶⁾ 田植えと稲刈り期の休暇であり、官人の実家の一族は稲作農民であったことを物語っている。この状況は制度化はされていなくても7世紀でも同様であろう。飛鳥に政府のあった7世紀では、大和国は政権を支える氏族たちの地盤であり、彼らにとっては中大兄政権の長床犁導入・普及政策は自ら支える政府の政策であって、畿内向けモデル犁を好意的に受け止め、民族員の農民たちは旧型の朝鮮系犁を捨てて積極的に政府モデル犁に乗り換えたものと考えられる。

もう1点、大和国とくに飛鳥地方は、6世紀末の飛鳥寺建設以来、数々の寺院、宮殿など国家施設、蘇我氏の邸宅、齊明天皇の土木工事等々、人、モノ、カネが惜しげもなく投入され、経済が活性化し自然環境が日々姿を変えていくという7世紀段階の経済水準から著しく抜きでた特異な空間であった。大和の人々は場所柄これらの土木工事の労役にもっとも頻度高く動員され苦しんだであろうが、他方ではつぎつぎ姿をあらわす新建築を参加意識をもってながめ、大和国の住人であることに誇りを持ち、河内・摂津や山城の間人とは違うんだという優越感を持ちうる立場にある人々であった。今日的にいえば政権与党の支持者たちである。その心情があれば使い慣れた朝鮮系犁を捨て畿内向けモデル犁を素直に受け容れられたであろう。

この点は七道諸国では事情が異なる。彼らは畿内の有力氏族をベースとする政権に支配される立場であり、晴天の霹靂のように押しつけられてきた政府モデル犁、政権の顔色をうかがいながら叱咤激励する評督のもとで、使い慣れた朝鮮系犁へのこだわりが捨てきれず、他方政府モデル犁は長床犁であり、安定性の良さは農家ならば外見で了解できることから、さまざまなレベルでの混血型犁が生まれたものと推定される。混血型には朝鮮系の強い混血型から政府モデル犁の強い混血型まで、さまざまなバラエティーが存在しており、たとえば朝鮮系渡来人の子孫たちと、彼らから犁耕を学び採り入れた日本人とでは、朝鮮系犁へのこだわりが異なると考えられ、その事情が犁型にも反映している可能性がある。さらに西日本と東日本とでは七道諸国向け政府モデル犁の受け止めにかかなりの違いがあることが見え始めている。

これらを総合すれば、在来犁に現れた政府モデル犁の要素の濃淡は、政権と地域社会との親疎関係の反映とも考えられ、これを逆手に使えば、犁型から7世紀後半の地域社会と大和政権との政治関係を復原できることになり、今後の研究の進展に期待がかかる。

5-3 奈良県犁の前後棒把手の成因

さてこれまでの検討課程で先送りしていた奈良県犁の88%を占めるT字形把手(左右棒把手)の海のなかに混在する前後棒把手について検討しておきたい。奈良県立民俗博物館収集犁60台のなかで前後棒把手(「分離(平)」型)の犁は8台で、岩宮レポートでは「特例的に使われた事例」と括られているが、何か傾向性はないか、水系が違うという大宮守人氏の示唆にもとづいて水系別に整理してみた。

奈良県立民俗博物館収集犁のなかで前後棒把手（「分離（平）」型）のものを岩宮レポートの一覧表から抽出すると、No. 8, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54 の8台となる。それを水系別に整理すると、

富雄川（大和川）水系：No. 8 生駒市高山町

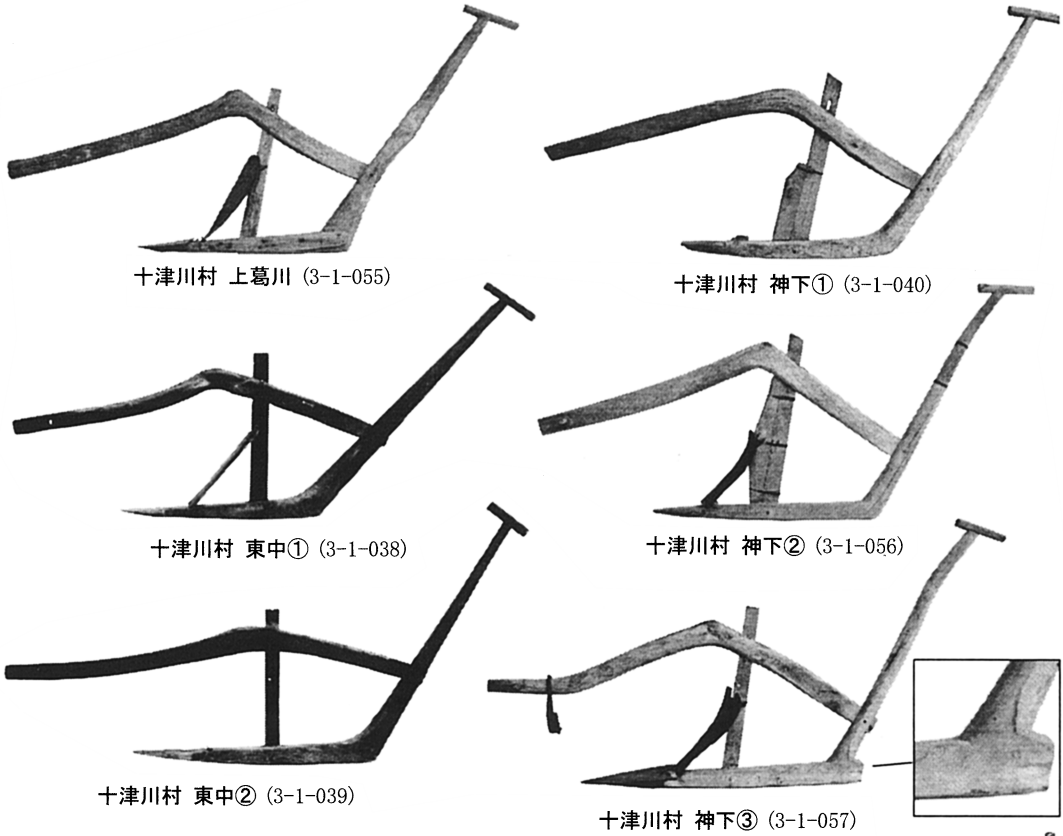
名張川（木津川）水系：No. 48, No. 49 宇陀郡曾爾村

吉野川（紀ノ川）水系：No. 50 五條市大深町, No. 51 五條市相谷町, No. 52 吉野郡下市町, No. 54 吉野郡黒滝村

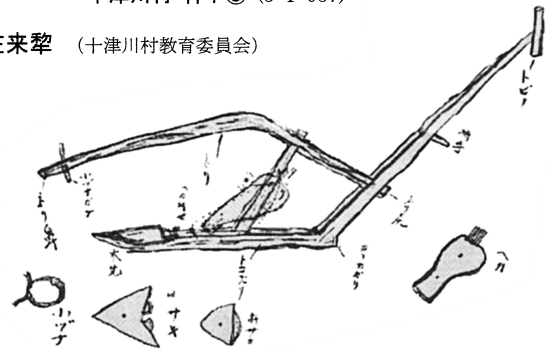
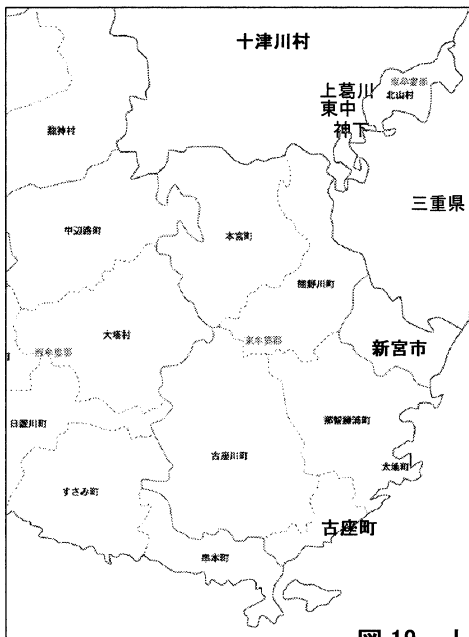
十津川（熊野川）水系：No. 53 吉野郡天川村

となる。このうちNo. 8 生駒市高山町については生駒市の農家の方から京都府田辺町（京田辺市）高船のカラスキ屋から買ったという話を聞いたことがあり、京田辺市の犁は先受け太柄・へら受け溝・台床・追加犁床・前後棒把手で、すべてNo. 8 の生駒市高山町犁と共通する。県境を越えて南山城の犁屋の製品を買ったのであろう。No. 48, No. 49 宇陀郡曾爾村については名張市の犁と近い関係にあることをすでに指摘した。50 五條市大深町, No. 51 五條市相谷町, No. 52 吉野郡下市町, No. 54 吉野郡黒滝村は吉野川（紀ノ川）水系で括れば紀ノ川下流の橋本市・粉河町・和歌山市とつながるが、このあと〔図21〕で見えるように橋本市・粉河町・和歌山市の犁にはへら受け台が見られて七道向けモデル犁であり七道向けモデル犁だから前後棒把手なのに対して、五條市、下市町、黒滝村のは犁体は畿内向けモデル犁ながら前後棒把手なので区別して考える必要がある。また十津川（熊野川）水系のNo. 53 吉野郡天川村についても、先に取り上げた6台の十津川村犁は犁体自体が熊野川系なのに対して、天川村犁の犁体は畿内向けモデル犁でありながら前後棒把手であり、五條市、下市町、黒滝村と同じケースである。犁体が畿内向けモデル犁でありながら前後棒把手という条件で括れば名張市の犁も南山城の犁も含まれる。ではその成因はなにか。

これらの犁に共通するのは、水系からすれば奈良盆地系ではないという点と、一部には山間部という条件も加わる。人々は日常生活の感覚では下流を向いて暮らすのが一般的である。その点からすれば、たとえ大和国域に含まれている場合でも大和国への帰属意識の希薄な人々である。畿内向けモデル犁は大和国から発信されたものである。左右棒把手であれ前後棒把手であれ機能に優劣はない。中大兄政権に対して与党意識を持てる人々は文句なしに左右棒把手を受け容れるが、大和国への帰属意識が希薄であれば前後棒が使いやすくと感じればそれを選ぶことが起こりえよう。水系が異なりあるいは山間に立地していれば、評督自身の大和政権への帰属意識は盆地内よりは希薄となろう。そうした条件のなかで畿内に属しながら、あるいは大和国に属しながらも大和政権との親疎関係では微妙な違いが存在し、それが畿内向けモデル犁の受容を押しつけられた際に顔を出したとみるのがもっとも無理のない推定と考えられる。もしそうだとすれば犁型は地域集団と大和政権の政治関係や集団単位の心情まで記録していたことになる。

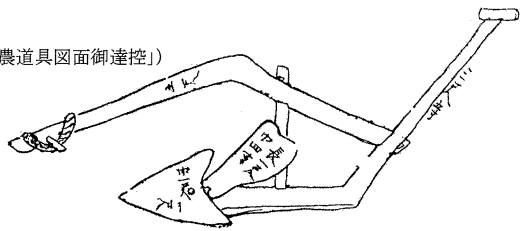


a 十津川村の在来犁 (十津川村教育委員会)



b 新宮市の在来犁 (新宮市立歴史民俗資料館)

(「農道具図面御達控」)



c 明治5年古座組の犁 (串本町教育委員会)

図 18 十津川村の在来犁は熊野川系

6. 畿内向けモデル犁の分布範囲

では畿内向けモデル犁はどの範囲に広がっているか、奈良県内部と周辺地域の状況を探ることにしたい。まず〔図18〕で先に奈良県内ではやや特殊とみた十津川村の在来犁を詳しく検討しておこう。奈良県立民俗博物館には犁のみならず首木や鞍など牽引法に関わる資料も多数収集されているので、それも援用しながら分析を進めることにしたい。

6-1 十津川村の犁耕の系譜

東南3カ村の犁は熊野川系 図18aは、国指定を受けた「十津川郷の山村生産生活用具」3174点中の在来犁6点で、上葛川、東中、神下は三重県との十津川村東南部の三重県との県境に近い山村である。この3カ村は熊野川の支流の北山川のまた支流の葛川流域にあって、上流から上葛川、東中、神下の順に位置する。十津川村は熊野川本流の上流部を占めるが、この3カ村を含む葛川流域は、大峰山脈で熊野川本流部と隔てられた地域に属する。したがって十津川村とはいっても熊野川本流部の犁が確認できたわけではない。しかしながら北山川もまた熊野川と合流することからすれば、大局的に熊野川水系と括っていいのであろう。

さてこの6台はいずれも犁床・犁柄は一木造りで、把手は角度はさまざまだがすべて前後棒把手、犁轆は枝分かれ材を使ったへの字形犁轆である。犁へらは上湾爪をもつが頭部は犁柱を噛む凹字形枡りをもつものや、ゆるい曲面、あるいは捻れをもつなど、奈良県の一般とは少し異なる。なお神下③の犁は小さな写真では犁床と犁柄は柄組みのようにも見えるが、部分拡大して示したようにこれも一木造りで、他の5台は枝分かれ部分で幹はカットしてきれいな屈曲に仕上げたのに対して、この資料は枝分かれ部分より先に数cm幹を残して床尻の突出を確保して、まるで柄組みそのままの姿に仕上げているのである。枝分かれ材を使うと犁柄の形状は枝の形に規定される。犁柄が先に近いところで少し後方に屈曲するのはその結果で、枝分かれた後に枝が上方に曲がっていたためであり、柄組みでは普通起りえない形状となっている。

図18bは、1986年に首木のウナグラ調査で訪れた新宮市立歴史民俗資料館の展示室に貼ってあった犁の説明図で、犁床・犁柄は一木造りで、枝分かれ材を使ったへの字形犁轆など基本骨格は同じであり、把手は見方によってはT字形把手と見られなくはないが「トビノ」の注記があり、トビノ=トビノオ(鳶の尾)つまりトンビのしっぽと呼ばれていて前後棒把手であることが確認できる。ちなみに古代・中世の京都で使われていた牛車の轆棒は車体を受ける構造材であり、車体から後尾に突き出た部分もトビノオ(鷗尾)と呼ばれていた。このトビノオも前後棒である。

図18cは、新宮市から海岸沿いを南に下った古座町域の明治5(1872)年の「農道具図面御達控」に描かれた犁で、これも犁床・犁柄は一木造りで、への字形犁轆と前後棒把手、さらに凹頭の犁へらと基本的には同形である。つまり犁型の共通性から見れば、十津川村東南3カ村の在来

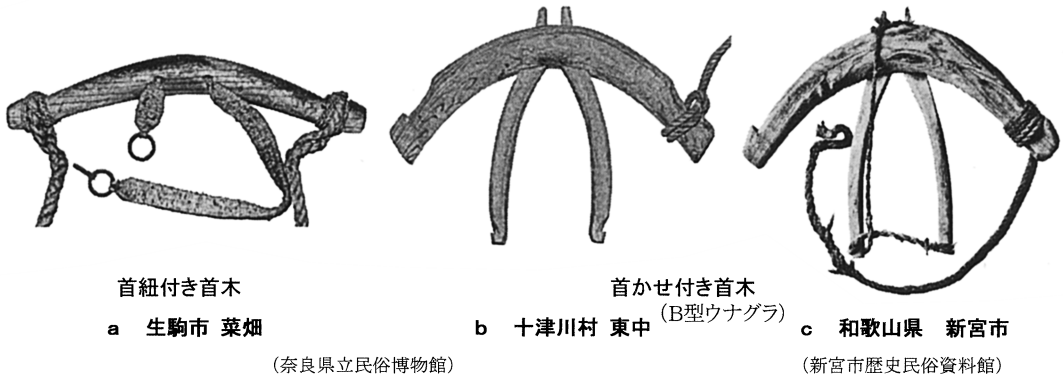


図 19 十津川村東中の首木は熊野川系

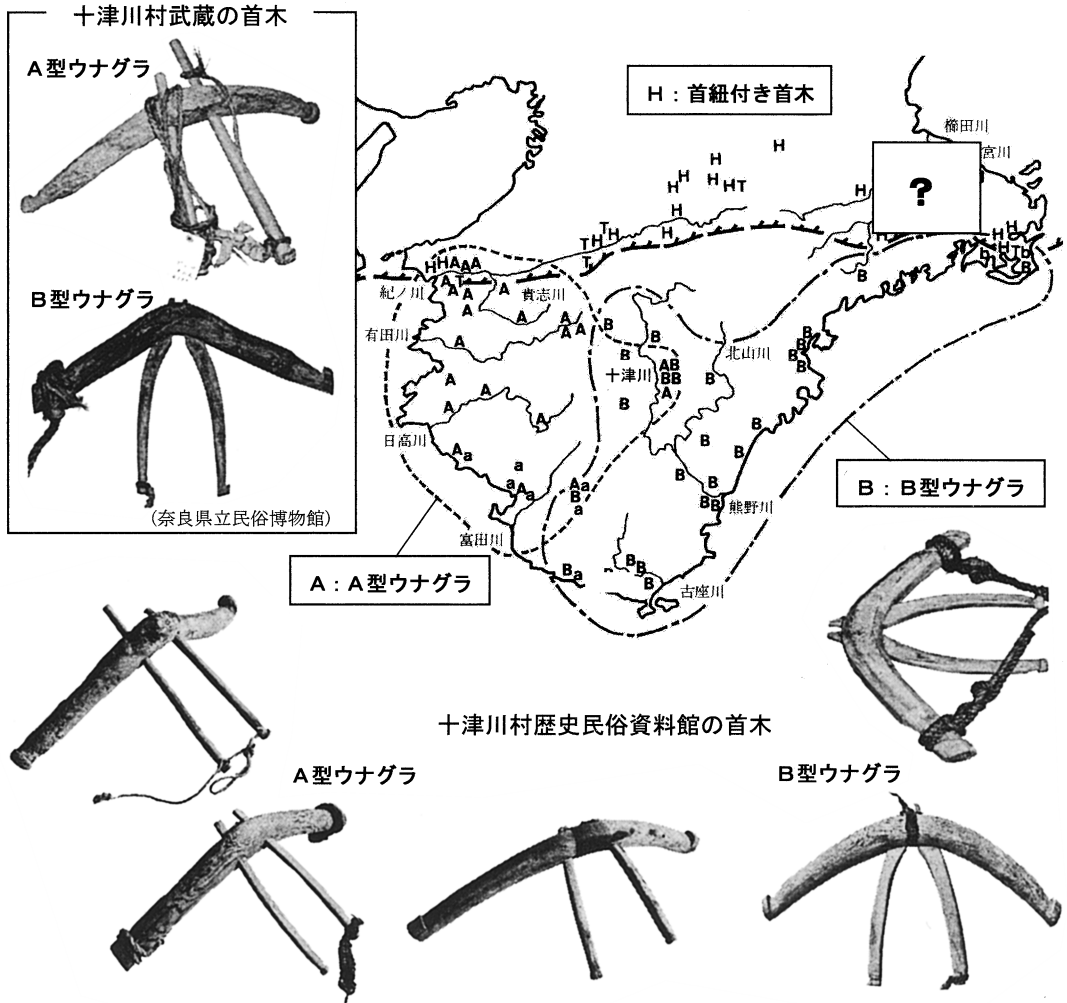


図 20 十津川村には和歌山系と熊野川系の首木が共存

犁は熊野川系と認定できる。

首木の形態も熊野川系 [図19]は、先に犁を掲げた東南部3ヵ村のうち東中の首木が奈良県立民俗博物館に収集されていたので、周辺と比較してみた。図19aの生駒市葉畑の首木は、首木の中ほどに牛の頸に括りつける紐の付いた「首紐付き首木」で、奈良盆地・大阪平野・京都を含む旧畿内地方で広く使われているタイプである。それに対して図19bが十津川村東中の首木で、首木の中ほどから牛の頸を挟む「首かせ棒」が突き出た「首かせ付き首木」であり、図19cの新宮市歴史民俗資料館の首木も首かせ付き首木で東中とまったく同じ形態であり、両者とも首かせ棒が真下に出たタイプの「B型ウナグラ」である。犁型から犁耕文化は熊野川系と推定したことの正しさを裏付ける結果となっている。

十津川村歴史民俗資料館の谷向基氏によれば、十津川村は奈良県には属しているが、一昔前までは筏を流し材木を搬出するにせよプロペラ船での交通にせよ、熊野川水系で新宮などとの繋がりが強く、生活文化も奈良盆地よりは熊野川流域の文化であるとのことである。このことは犁型から導いた結果と一致し、十津川村東南部は犁耕も含めて生活文化全般が熊野川系であったと結論づけられよう。

十津川中心部には2系統の首木が混在 いま「十津川村東南部は」とわざわざ限定した表現をとったのは、奈良県立民俗博物館にも十津川村歴史民俗資料館にも形態の異なる2系統の首木が混在している事実を把握していたからである。ここでその折りの調査結果を踏まえて近畿地方の首木の牽引法の分布状況を概観しておこう。

[図20]は、河野「オナグラ・ウナグラ考—首かせ付き首木のたどった道—」(1988)の分布図に十津川村の首木を貼り付けたものである。この図の右端の部分はこの時点で現地調査がおよんでおらず不正確なので？記号を付した。さて奈良盆地・大阪平野・京都を含む旧畿内地方では、首紐付き首木が広く使われており、それに対して紀伊半島では和歌山県・奈良県・三重県の違いを超えて首かせ付き首木が使われてきた。この首かせ付き首木には「A型ウナグラ」と名づけた抜き差し可能な首かせ棒に縄を絡めたタイプと、「B型ウナグラ」と名づけた真下に固定された堅牢な首かせ棒で牛の頸を挟むタイプがあり、紀ノ川から白浜辺りまではA型ウナグラが使われ、紀伊半島南端から三重県にかけて旧牟婁郡を中心にB型ウナグラが使われていて、現時点でのB型ウナグラの北限は松阪市である。そして山間の十津川村は両者の入会地状況である。図の左側枠内には十津川村武蔵の首木を2点掲げたが、上図はA型ウナグラ、下図はB型ウナグラである。十津川村武蔵は村役場のある小原の東の山手にある集落である。東中ではB型ウナグラに新宮タイプの犁がともなっていたことからすれば、武蔵のA型ウナグラには和歌山タイプの犁体の複雑な犁をとともなっていた可能性があり、武蔵は同じ村内で2種の犁が併存していた可能性がある。これは紀ノ川・有田川・日高川・富田側流域からの入植者と熊野川流域からの入植者が同じ集落内に住みながらたがいに影響を与えずにそれぞれ祖先の技術・文化を混合させずに千年を超えて継承してきたことを示しており、「民具には遺伝子がある」という仮説の正し

さを検証するものといえよう。〔図 20〕の下部には、十津川村歴史民俗資料館の5点の首木を掲げた。左側の3点がA型ウナグラ、右の2点がB型ウナグラで、A型ウナグラのうち下の2点は、首かせ棒が抜き差し棒から固定棒に変わり紐の絡みのなくなったタイプであるが、A型ウナグラから変異した派生型であって大きな括りではA型ウナグラで差し支えない。十津川村での2タイプの混在はここでも確認できる。

3方面から開拓移住 和歌山系と熊野川系犁の存在に加えて、さらに十津川村歴史民俗資料館には奈良盆地と同じ畿内向けモデル型の長床犁が収集されており、十津川村には3種類の犁が使われていたことになる。犁は単体では伝播せず家族の移動にともなうことからして、北は奈良盆地から、西は紀ノ川・有田川・日高川・富田側流域から、南は熊野川流域からという3方面から人々が入植したことを物語っており、それが入植当時そのままに20世紀まで継承されてきたことを示している。もしまだ牛が使われていた1960年代前半に十津川村全戸の農具調査を実施されていたなら、字ごと家ごとにどの方面から入植したかのルーツが明らかにできたであろう。それが望めないまでも現存する村内の在来犁・首木・鞍類がすべて資料館に収集され凍結保存されるなら、そこからかなりの程度に詳細な村の成り立ちの復原が可能であろう。

十津川村に3方面からの開拓移住があったことは、それだけ広大な未開地があったことを示しており、7世紀の長床犁導入政策施行当時にはほとんど開拓されていなかったと推定される。それが十津川村が奈良盆地のように畿内向けモデル犁一色とならなかった理由であろう。

6-2 奈良県隣接地域の在来犁

以上、奈良県域の在来犁は大局的には曲轅長床犁であり、畿内向けモデル犁を素直に受容した結果であることを見てきたが、岩宮レポートでは犁頭、犁床や把手の形状に小異のあることが指摘され、県内での分布状況が整理されている。これらのうち県境域での小異については県域を超えて分布が広がっている可能性があり、その点の確認を兼ねて隣接地域の状況を簡単に見ておくことにしたい。

〔図 21〕は、奈良県隣接地域の在来犁を地図に示したものである。まず北方向で見ると、枠内に示した奈良県立民俗博物館のNo.8生駒市高山町の犁は、県北東部では唯一の前後棒把手とされ、またこの犁は先受け太柄を備えたタイプであった。そこで京都府南部を見ると、高山町と県境を隔てて接する精華町植田の犁は、前後棒把手で犁頭には先受け棧があり床尻高14cmの台床であり、基本的に同系統である。また精華町の北の京田辺市の犁も前後棒把手、先受け太柄、台床の曲轅長床犁でこれも高山町犁と同系統である。先にも触れたが生駒市の農家が京田辺市高船のカラスキ屋から買ったという話もあるので、高山町犁は京都府南部の犁屋の製作である可能性が高い。この例のように岩宮レポートで取り上げられた小異の多くは、こうした犁屋のテリトリ復原の資料となると考えられ、新しい時代の変容に属する。

西方向では、大阪平野は南部の段丘・丘陵地帯と生駒山麓沿いは奈良県と共通する曲轅長床犁

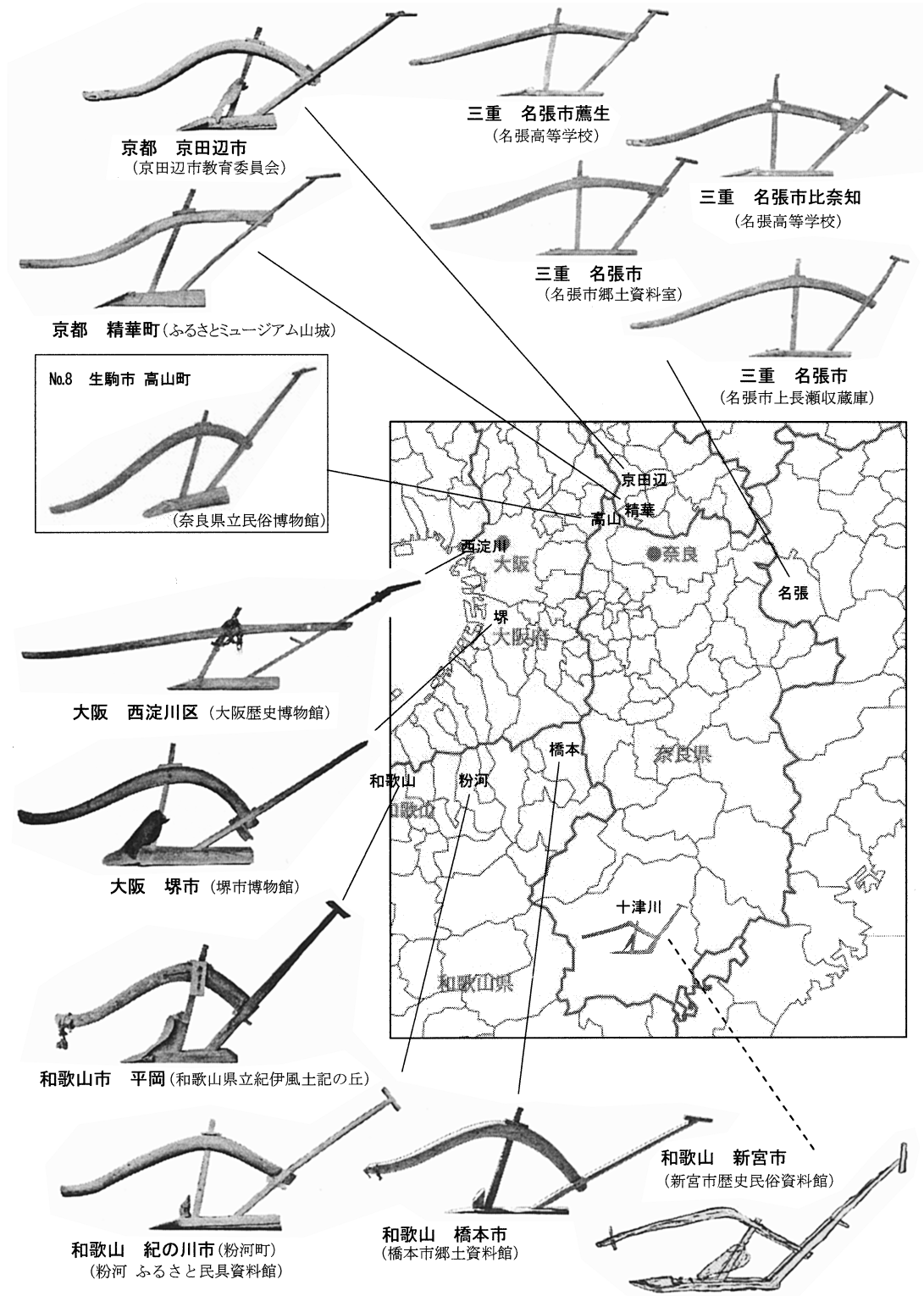


図 21 奈良県周辺の在来犁

が使われており、それと対極に淀川北岸と淀川下流域が混血型の直轅長床犁、その間は両者の中間型という分布である。図には淀川下流域西淀川区の直轅長床犁と、畿内向けモデル犁の後裔と位置づけられる堺市の曲轅長床犁を掲げた。

和歌山県域では、紀ノ川の上流で五條市の西に接する橋本市、中流の旧粉河町、下流の和歌山市の3台を例示した。これらは曲轅長床犁ながら犁頭に「へら受け台」が立っている。このへら受け台は犁へらを犁柱にもたれさせないで自立させるための装置と見られ、その背景には「犁へらは犁床から生えるように自立しているもの」という観念の存在が考えられる。この犁へらが犁床から生えるように自立している姿は七道向けモデル犁の一木犁へらそのものであるからして、これらの紀ノ川流域の犁は、すでに使われていた朝鮮系の鑄造犁へら付きチェンギと七道向けモデル犁の混血型と考えられる。大化改新詔では畿内の南限を「南は紀伊の兄山せのやまより以来」としており、⁽⁷⁾ 紀ノ川北岸のかつらぎ町の背山が南限とされているので、紀ノ川北岸は畿内向けモデル犁の領域ではないかとの見当をつけていたが、予期に反して七道向けモデル犁だったようである。

奈良県の南はすでに十津川村が新宮市の犁と共通点があり、熊野川系であることを指摘したので、その結果を図示した。

東は名張市の犁を掲げた。名張市も大化改新詔には畿内の東限を「東は名壘なばり横河より以来」とあって、大化改新詔の時点では畿内に属していたと考えられる地域で、2006年の調査では4台の在来犁が確認できた。いずれも曲轅長床犁で、犁へらは欠くがZ字形鋸を備えており鑄造犁へらタイプであって、これは七道向けモデル犁ではなく畿内向けモデル犁である。これらの曲轅長床犁では犁柱栓穴の有無が興味深い結果となった。名張市比奈知の犁は犁柱栓穴があり上湾爪を備えた爪留め方式で畿内向けモデル犁そのままであるが、残る3点には犁柱栓穴は認められず、紐留め方式であったことになり、そうならば犁へらは紐穴爪つき犁へらとなる。奈良県では名張市に隣接する曾爾村で紐穴爪つき犁へらの紐留め方式があり(図15)、名張川の上流に位置する榛原町で犁柱栓穴のないタイプが見られた(図16)。名張市の犁柱栓穴なしの犁は、これらと連続した犁耕文化圏を構成していたと考えられる。古代では中世以降のように異姓の百姓たちが地縁的に結合して村落を構成するという形ではなく、同姓の氏族員が村落を形成するのが一般的だったと考えられることからすれば、榛原町から名張市にかけては同一氏族の支配下にあり、畿内向けモデル犁を受容しながらも犁へらだけは紐穴爪つきタイプにすげ替えたという犁耕文化を共有していた様子が伺える。さらにいえば国堺を超えて同族は支配していたという事実があって、畿内の範囲の設定にあたって名張横河を東限とする結果となったとも考えられる。

おわりに

以上、奈良県立民俗博物館の60台の在来犁の分析を通して、懸案となっていた大化改新政府による畿内向けモデル犁の姿を復原することができた。その結果、地域の在来犁と畿内向けモデ

ル犁との偏差を細かくチェックすることによって、7世紀後半時点での地域社会の大和政権との親疎関係を復原することが可能となった。在来犁は形態のなかに7世紀660年代前半の中大兄政権とそれぞれの地域を支配していた氏族との親疎関係を凍結保存したデータファイルだったのである。

本稿は奈良県の在来犁を資料として大和国域に限った考察を展開してきたが、これを旧畿内地域に広げれば、中大兄政権を実質支えた勢力、いいかえれば自分は中大兄政権の政権与党だと自認した勢力がどの範囲に分布していたかを地図上に再現できることになる。いま準備中の「大阪府の在来犁」でその課題に踏み込もうと考えている。

[謝辞]

本稿は主に1981以来奈良県立民俗博物館をはじめ各地の博物館・資料館を何度も調査させていただいた折りに脳裏に焼き付いた強烈な印象をもとに写真や計測データを洗い直して再構成したものである。多忙のなかにもかわらぬご親切に対応いただいた方々に甚大な謝意を表したい。また1997年と99年には同僚廣田律子氏のチームに加えていただいて江西省文聯の余大喜氏の案内で中国江西省の農村を回った。2006年には神奈川大学21世紀COEプログラムの一環で同僚金貞我氏の協力の下、仁荷大学校名誉教授金光彦氏の案内で韓国の農村や博物館を回った。このときの調査データが、日本の犁を東アジアのなかに位置づける際の決定的な証拠となった。記して深甚の謝意を表したい。

また本稿は神奈川大学経済学会が経済学部専任教員で退職後経済学部の非常勤講師を勤める者にはその在任中は『商経論叢』への投稿を認めると決定されたとの通知を受けて、投稿させていただいたものである。大学院博士課程終了後、12年のブランクを経て42歳で研究を再開した私にとっては、定年を迎えてもいまだ研究は開発途上であり、功成り名を遂げた段階ではない。おまけに「民具からの歴史学」という奇妙な新分野を開いてしまったため、論証は図版が中心で本文はその解説というスタイルとなり、文章中心の文献史学の研究誌には載せられなくなっている。この折りに『商経論叢』の門を開いていただいたことは、望外の幸である。この決定をしていただいた委員諸氏と会員各位に深甚の謝意を表したい。

[注]

- (1) 岩宮レポートでは「床の上面や側面に板材が付けられたり」と「板材」という表現がとられているが、細手の角材は板ではなく「棧」なので、「先受け棧」と表現した。民具研究では読者の頭のなかで正しいイメージが再現されるよう言葉を選ぶ必要がある。
- (2) 「未補強」は「本来補強すべきではあるが、何らかの事情でまだ補強がなされていないもの」を意味する言葉であるが、犁床そのままでも何も加えないのが犁の原型であり、岩宮レポートで「補強」とされたのは後から付け加えられたもので、当然時代的には新しくなる。そこで本稿では「追加犁床」と「床金」の言葉を用いた。何が原型でどの部分が後から付け加えられたのかといういわば層位の読み分けは、「民具からの歴史学」の成否を決める重要なポイントとなる。
- (3) 岩宮レポートは把手について、下線部Aで「把手には、把手と柄が2つの用材で作られて分離しているものと、1つの用材で作られて一体化しているものがある」としているが、把手と柄は柄結合されて一体化して使われるのであって、これを「分離型」と呼ぶのは適切ではない。結合と分離は反対概念だからである。また後者の「1つの用材で作られて一体化しているものがある」は犁柄の上端をそのまま握りとしたタイプを指しており、本稿では「犁柄即把手」という言葉を用いた。「把手と柄が(中略)1つの用材で作られて一体化しているもの」と表現すれば、読者の頭には図9cの「逆L字形系把手」のイメージが再生されて混乱をきたすからである。
- (4) 岩宮レポートは「分離型」の把手を「進行方向に対して、把手が垂直方向と水平方向に取り付けられ

たものがある」とするが、「進行方向に対して」と書き出せば、読者の頭には地図のように真上から見た水平画面に進行方向を指す北向きの矢印が用意される。ところが次の「把手が垂直方向と水平方向に取り付けられたものがある」の「垂直方向と水平方向」は、テレビ画面やパソコンディスプレイのように垂直画面内での言葉であり、読者は混乱に陥る。

- (5) 『続日本紀』宝亀3年4月庚午(20日)条(新訂増補国史大系第1部4『続日本紀後編』, 1961年) 吉川弘文館, 403頁。
- (6) 「假寧令」在京諸司給假条(『令義解』宝亀3年4月庚午(20日)条(新訂増補国史大系第2部2『令義解』吉川弘文館, 1961年), 287頁。
- (7) 『日本書紀』大化2年正月甲子条(日本古典文学大系『日本書紀下』岩波書店, 1965年) 280頁。

[参考文献]

- ・岩宮隆司 2006 「奈良県内における長床犁の形態的な特徴」『奈良県立民俗博物館研究紀要』22号
- ・岩宮隆司 2008 「奈良県内における中床犁の形態的な特徴」『奈良県立民俗博物館研究紀要』23号
- ・河野通明 1988 「オナグラ・ウナグラ考一首かせ付き首木のたどった道—」『列島の文化史』第5号
- ・河野通明 2004 a 「民具の犁調査にもとづく大化改新政府の長床犁導入政策の復原」『ヒストリア』第188号
- ・河野通明 2004 b 「7世紀出土一木犁へら長床犁についての総合的考察」『商経論叢』第40巻第2号
- ・河野通明 2007 「遣唐使将来唐代犁の復原と導入時期の特定」『歴史と民俗』23号
- ・新納豊 1998 「朝鮮半島における在来犁とその分布」原隆一編『21世紀の民族と国家第6巻 風土・技術・文化—アジア諸民族の具体相を求めて—』未来社